

## 平成29年第2回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 3月1日(水)から16日(木)まで16日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
3月1日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
2日	木			
3日	金			
4日	土			
5日	日			
6日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
7日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
8日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
9日	木	民生産業委員会	9時	付託事件審査
10日	金	民生産業委員会	13時	付託事件審査
		総務文教委員会		
11日	土			
12日	日			
13日	月	総務文教委員会	9時	付託事件審査
14日	火	予算特別委員会	9時	付託事件審査
15日	水	予 備 日		
16日	木	本 会 議	13時	審査報告・閉会

平成29年鞍手町議会第2回定例会会議録（第1号）						
平成29年 3月1日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成29年 3月1日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成29年 3月1日 午後1時56分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 員	13	須藤敏夫		1	熊井照明	

職 務 出 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	守田純子	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田 隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

## 平成29年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月1日 午後1時開議

### 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の施政方針表明
- 日程第4 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第5 議案第1号 鞍手町過疎地域自立促進計画の変更
- 日程第6 議案第2号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第3号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第4号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第5号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第6号 鞍手町公共施設改築事業引当基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第7号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第8号 鞍手町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第9号 鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第10号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第15 議案第11号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第12号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第13号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第14号 平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第15号 平成29年度鞍手町一般会計予算
- 日程第20 議案第16号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第21 議案第17号 平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議案第18号 平成29年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第23 議案第19号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
- 日程第24 議案第20号 平成29年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第25 議案第21号 平成29年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第26 議案第22号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
- 日程第27 議案第23号 平成29年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第28 議案第24号 鞍手町総合福祉センターの指定管理者の指定
- 日程第29 議案第25号 地方独立行政法人くらて病院 第2期中期計画の認可

平成29年3月1日（第1日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、平成29年第2回鞍手町議会定例会を開会します。

教育長より行政報告の申し出があつていますので、これを許可します。

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

平成29年2月16日木曜日に発生しました鞍手町立鞍手中学校第3学年ノロウイルス集団感染について行政報告をいたします。

まず、この集団感染により町民の皆様をはじめ、保護者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたこと、生徒には大変つらい思いをさせましたことにつきまして深くお詫び申し上げます。

それでは集団感染の状況について報告いたします。去る2月16日木曜日に鞍手中学校3年生27名が嘔吐、下痢で欠席をし、また、登校した3年生数名も腹痛等の症状を発症いたしました。

養護教諭は異常な状態であると考え、校医に相談した結果、「2日ほど学年閉鎖をした方がよい」というアドバイスを受け、校長は教育委員会と協議し、2月16日と17日の2日間、3年生を学年閉鎖とすることにしました。

教育委員会はこの状況を嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所に報告をし、同事務所が学校に聞き取り調査をした結果、2月14日、午後1時半から家庭科調理実習で調理したイチゴ大福を食べた83名のうち29名が、食中毒症状を呈していることが判明しました。このことにより、同事務所は食中毒及び感染症の両面から調査をしました。

中学校は二次感染を防ぐ対応を行うよう指導を受け、2月16日から2月24日まで教室、トイレ、調理室、ドア等の消毒を1日3回行いました。

保護者に対しては、集団感染のお詫びとこれまでの経過説明及び今後の取組についてのプリントを生徒に配布するとともに3年生全員の健康状態について家庭訪問を行い、状況把握に努めたところであります。

2月17日の時点では、有症者29名（男子13名、女子16名）のうち22名が医療機関を受診していますが、入院した者や重篤な症状を呈した者はなく、全員快方に向かっていると中学校より報告を受けました。

今回の原因は同事務所の調査の結果、2月14日の調理実習で調理・喫食した食品を原因とするノロウイルスによる食中毒と判断がされました。

学年閉鎖以降の経過についてであります。今回の事案で感染したと思われる感染者は、教職員1名、生徒44名の合計45名でした。

現在体調不良者は、全員、体調が回復し登校しております。

今回の事案は、学校の衛生管理及び健康管理を徹底していれば未然に防げた事案であり、

今後の対策として中学校だけではなく小学校及び給食センターにおいてもこのようなことがないように衛生管理及び健康管理の指導を徹底して再発防止に努めてまいります。

以上で行政報告を終わります。

#### ○議長 星 正彦君

以上で行政報告を終わります。

まず、町長より提出されております地方独立行政法人くらて病院整備基本構想及び鞍手町空き家等対策計画と、監査より提出されております例月現金出納検査報告書、定期監査結果報告書及び財政支援団体等監査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

次に、本日まで受理しました陳情1件は、お手元に配布しています陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しますので報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において13番議員 須藤敏夫君及び1番議員 熊井照明君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から3月16日までの16日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって会期は本日から3月16日までの16日間に決定しました。

次に、日程第3 町長の施政方針表明の説明を求めます。

町長。

#### ○町長 徳島 眞次君

平成29年第2回鞍手町議会定例会の開会にあたり、今回提案いたします諸議案の提案理由の説明に先立ちまして、町政運営に関する私の基本的な考えと主要施策の概要について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

わが国におきましては、人口減少と急速な高齢化の進行やデフレからの脱却と経済の再生、社会保障の維持や財政健全化等、多くの課題が山積みとなっております。

本町におきましても、依然として厳しい財政状況や日本全体が抱える人口減少問題につきましても大きな課題となっております。しかし、本町はこのピンチをチャンスと捉えて、人口減少に歯止めをかけるための鞍手町にしかできない、鞍手町らしさを前面に押し出し、住民に選ばれる自治体となるべく、教育を柱とする子育て環境の充実をはじめ、福祉にやさしいまちづくり、新たな観光資源や町の魅力の発信により地域を活性化する施策を進めていかなければならないと考えております。

さて、平成29年度の主要な施策の具体的な内容ではありますが、はじめに、庁舎等建設についてであります。

現在の庁舎の一部は、建築後60年が経過し、耐震化も未実施であります。

昨年4月の熊本地震のような大規模な地震が発生した場合、現在の庁舎では崩壊の危険性があり、災害対策本部である庁舎が崩壊すれば、町民の皆様にも多大なご迷惑をかけることとなります。まちの防災拠点として、また、町民が集い、交流が図れるまちの拠点として新庁舎及び防災センターの整備は不可欠であると考えております。

また、国が策定する地方財政計画に「市町村役場機能緊急保全事業」が創設されました。この事業は、昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業につきまして平成32年度まで財政措置されるものであります。平成29年度から「鞍手町庁舎等建設検討委員会」を設置し、具体的な検討を進めてまいります。

次に、地方独立行政法人くらて病院の移転・建替えについてであります。

平成27年12月議会でくらて病院整備基本構想検討委員会設置の関係予算を計上し、平成28年3月10日の第1回開催から先月23日まで計6回の委員会開催を経て、くらて病院整備基本構想案に対する答申を受けました。

基本構想は、昨日2月28日付けで策定し、ホームページにて公表するとともに、本日、議員の皆様には、その基本構想を配布させていただいております。

今後は、この基本構想に基づき、平成32年度中の移転開業を目指して取り組んでまいります。平成29年度は、一般会計においては、移転・建替えの候補地となる町立野球場の代替施設の調査に係る予算を、地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計においては、実施設計に伴う貸付金等を計上しております。

次に、鞍手インターチェンジ周辺の開発についてであります。

鞍手インターチェンジ周辺の用地約19万㎡の開発につきましては、平成23年2月にインターチェンジが供用開始されて以来、地権者や地元の皆様のご理解、ご協力のもと、民間事業者主導で進められてきました。今般、開発にかかる大手デベロッパーの参入が決定し、今後、開発のスピードが加速化されるものと期待しております。

次に、民間賃貸住宅建設促進事業についてであります。

民間賃貸住宅の供給を促進することで住環境の向上と移住・定住人口の確保を図るため、まち・ひと・しごと創生総合戦略で取り組む項目の一つとして掲げておりました民間賃貸住宅建設促進事業を立ち上げ、賃貸住宅建設費の一部を補助することとし、平成31年度までの3年間の実施を予定しております。

次に、準用河川六田川の治水対策についてであります。

六田川の治水対策につきましては、検討委員会において様々な対策案をご検討いただいた結果、調整池の設置と部分的な河道拡幅により、流下能力を高める方法を合わせた対策が、最も総合評価の高い案として答申をいただいております。

よって、この答申内容の実現に向け準備を進めるよう考えておりますが、調整池の設置に必要な用地の買収費用や6つの橋梁の架け替え費用などの財源を確保しなければなりませんので、実施の目途がつくまで今しばらくお時間をいただきたくご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、がん検診についてであります。

第5次鞍手町総合計画の基本施策として掲げておりますように、「寿命＝健康寿命」を目指して、健康でいつまでも生き生きとした生活が送れるように、特定健診やがん検診、健康づくり教室や予防接種を実施し、病気の予防・早期発見・重症化を防ぐ取り組みを行い、町民の健康づくりを推進してまいります。また、平成29年4月からは、乳がん検診の内容見直しに伴い、若年者を対象とした超音波検査による乳がん検診を新たに組み込む予定としております。

次に、不妊治療助成事業についてであります。

母子保健につきましても、妊娠期から子育て期まで、切れ目のないサービスを目指して、健診やさまざまな子育て施策を推進してまいります。平成28年度より、妊婦健診の子宮頸がん検診費用補助を開始しておりますが、平成29年4月からは新たに、一般不妊治療助成として、不妊治療中の夫婦への一定額の費用助成や高額な負担を伴う県の特定不妊治療事業に該当する方への追加助成を実施し、妊娠・子育て期だけでなく、子どもを望む夫婦への支援も行ってまいります。

次に、新婚世帯・子育て世帯家賃補助についてであります。

総合戦略にも掲げております、移住・定住促進策の一つとして、平成29年度より、夫婦の合計年齢が75歳未満の新婚世帯や就学前児童を扶養する子育て世帯が民間賃貸住宅に居住した場合、家賃を補助することとしております。補助金の交付期間は、最長3年間で、平成29年10月から3年間の事業を予定しております。

次に、保育所の統合についてであります。

総合計画において「保育事業への就学前教育の導入」の項目を掲げております。その取り組みの中の一つとして、公立保育所1所、私立保育園2園体制に移行することとしており、昨年7月行政内部におきまして「鞍手町立保育所統合に係る基本構想検討委員会」を立ち上げ、また同8月には保護者アンケートを実施いたしました。

検討を進める中で、英語等の就学前教育に関しては別の事業として実施していくこととなりました。しかし、全国的にニュースになっております保育士不足の問題は当町でも影響が出ており、現在のところ、辛うじて待機児童は発生していませんが、希望する保育所に保育士が不足しているため入所できないといった問題が発生しております。

また、施設の老朽化も今後の大きな懸念材料であり、喫緊の課題として公立保育所の統合は必要であると考えております。将来的な町の保育事業の在り方を十分検討し、かつ私立保育園の事業者とも協議・確認した上で、公立保育所の統合に向けた取り組みを加速させ進めてまいります。

次に、生活支援体制整備事業についてであります。

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けるため、医療・介護の連携、認知症の人及びその家族の対応や支援を行うなど、総合相談窓口としての機能強化に努めております。

平成29年度は、高齢者の生活に必要な生活支援サービスが提供できるよう、また地域において住民と協力して資源開発を円滑に進めるために「生活支援コーディネーター」を配置し、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めてまいります。

次に、総合福祉センター福祉棟についてであります。

総合福祉センター福祉棟につきましては、長谷の老人センターの閉鎖に伴う代替施設としてこれまで運営してまいりました。オープンから17年が経過しましたが、利用者数は年々減少を続け、ピーク時の約28.8%まで落ち込んでいます。

福祉棟の機能として、大きくは、カラオケや広間などの休憩施設機能と風呂の機能がありますが、とりわけ風呂の維持管理に要する費用が大きく、心臓部分であるボイラーもいつ故障するかわからない状態となっております。ボイラーの更新にはかなりの費用がかかると予想され、その費用対効果からも風呂の存続を判断する時期がきています。

今後は、高齢者の憩いの場としての福祉棟の機能は残し、風呂については平成29年度中の廃止に向け検討・準備を進めてまいります。また併せて、民間風呂事業者の誘致など民間活力での実施の可能性を模索してまいります。

次に、こどもの能力向上推進事業についてであります。

これまでも機会あるごとに申し上げてきましたが、「学力と所得は比例する」ということはデータでも裏付けされており、子どもたちの未来は教育にかかっています。また、平成32年度より小学校3年生から英語が必修化されることから分かるように、これからの社会は英語力が必須となります。英語を修得するために最も必要な「聞く力＝リスニング力」を養うことは9歳くらいまでが臨界期と言われており、幼少期から英語に触れるということが重要になり、少しでも早く取り組みを始めたいたいと考えております。

具体的には、心身の発育、発達が著しい小学校就学前の年中児から小学2年生くらいまでをターゲットとして、保育所等の退所後、小学校の放課後に学べる、英語、知育、運動の能力を伸ばすための高度な教育システムを導入した「新たな公設教育施設」を設置し、全国的に類のない幼少期の教育環境を構築すべく、平成30年4月より開設できるよう準備を進めてまいります。

次に、豊翔館の在り方についてであります。

平成19年8月に、「鞍手分校あり方検討委員会」から「存続しても町財政を大きく逼迫させる状況になく、生徒数も当面は確保できる」との提言があり、豊翔館を存続してまいりました。

しかし、近年、交付税措置の減額、生徒数の減少、校舎の老朽化など、財政を大きく圧迫する問題が生じておりますので、再度「豊翔館あり方検討委員会」を設置し、豊翔館の存続について検討を行うようにしております。

次に、英語教育支援事業についてであります。

これは、中学2年生・3年生に英語のテストを実施し、生徒にはその結果により、次につながる具体的なアドバイスを行います。また、教諭にはその後の英語指導につながるように、



専門家によるテストの詳細な分析並びにアドバイスを行い、鞍手町の英語力の向上を図ります。

次に、英語指導助手A L Tの増員についてであります。

英語教育の強化を図るため平成30年度より小学校5年生から英語が教科化されることに伴い、英語指導ができる人材を確保することが重要となっておりますが、現在、A L Tは1人で、各学校・各学年に授業に行く回数が少ないのが現状であります。生きた英語指導を行うためにもA L Tを1人増員し、積極的に活用する予定であります。

次に、学校給食共同調理場の在り方についてであります。

学校給食共同調理場の在り方については、第4次行財政改革の一つとして学校給食民間委託導入の是非についての検討が行われ、直営及び民間のメリット、デメリットについて、総合的に勘案した結果、直営が良いという結論となりました。しかし、第4次の検討を行ってから9年が経過し、運営方法の多様化や近隣自治体での民間委託及び一部民間委託の数も多くなってきておりますので、運営方法について「学校給食民間委託導入検討委員会」を再度設置し、検討を行います。

次に、学校まるごとサブカル事業についてであります。

地方創生先行型交付金や加速化交付金を活用し「学校まるごとサブカル事業」として取り組んでまいりました“くらて学園”につきましても、現在、毎月のイベントに200人以上、うち約2割は、県外からコスプレ愛好者が訪れるなど、ますます人気や認知度が高まっております。登録している生徒数は1,000名を超え、マスコミを含め全国的な注目を集めております。先月には、インバウンド事業として、シンガポールなど海外のコスプレ愛好者6名を親善大使として招致いたしました。今後も、東南アジアをはじめ全世界に向けて、くらて学園の取り組みを発信してまいります。

以上、町政運営に関する私の基本的な考えと主要施策の概要について申し上げましたが、取り組みに当たりましては、これまで同様、職員一丸となって粉骨砕身の覚悟で頑張っております。また、私は平成25年1月から町政をお預かりする際、2つの目標、9つの柱を掲げて町政運営に取り組んでまいりましたが、二期目の初年度となります平成29年度以降も継続して、実行に向けて町政運営に邁進する所存でありますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

#### ○議長 星 正彦君

以上で町長の施政方針表明を終わります。

次に進みます。

日程第4 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議を議題とします。

別紙のとおり議会の意見を求められています。

これから質疑を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、会議規則第38条 第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、原案を適当と認め、原案どおり決定し通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって原案を適当と認めることに決定しました。

次に、日程第5 議案第1号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第5 議案第1号につきまして提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第1号は、鞍手町過疎地域自立促進計画の変更であります。

本計画の変更は、過疎地域からの自立促進を推進するため、新たな事業の追加等を行うものであります。

今回の変更は、教育の振興に新たな事業名として(1)学校教育関連施設の校舎を追加し、その事業内容に校舎屋上防水事業を追加するとともに、事業名(3)集会施設、体育施設等の体育施設に総合プール改修事業を追加するものであります。

以上が、日程第5 議案第1号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第6 議案第2号から日程第13 議案第9号までの8件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第6 議案第2号から日程第13 議案第9号までの8件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第6 議案第2号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、鞍手町の附属機関に「鞍手町庁舎等建設検討委員会」を新たに設置するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第7 議案第3号は、鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律に基づき、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第8 議案第4号は、鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律に基づき、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第9 議案第5号は、鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計について、貸付金と負担金を区分して経理する必要があることから、名称を地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計に改める必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第10 議案第6号は、鞍手町公共施設改築事業引当基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、公共施設改築事業引当基金の処分に関し、公用施設の整備の財源にも充てることができるよう、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第11 議案第7号は、鞍手町税条例等の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成28年11月28日に公布、施行され、消費税率の引き上げ時期が確定したことに伴い、本条例等の一部を改正するものであります。

次に、日程第12 議案第8号は、鞍手町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、より広く意見を求めるため、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者として、鞍手乳児院施設長を新たに委員に加えることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第 1 3 議案第 9 号は、鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、昭和 5 5 年 1 2 月 3 日に土地改良法による換地処分により、隣保館の地番が変更されておりましたが、本年度策定予定の鞍手町公共施設等総合管理計画に係る調査の際に本条例における位置の相違が判明したこと、また併せて、第 5 条に職員として主事職の規定がございますが、現在は嘱託職員の配置であることから、本条例の一部を改正するものであります。

以上が、日程第 6 議案第 2 号から日程第 1 3 議案第 9 号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長 星 正彦君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 1 4 議案第 1 0 号から日程第 1 8 議案第 1 4 号までの 5 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長 徳島 眞次君**

日程第 1 4 議案第 1 0 号から日程第 1 8 議案第 1 4 号までの 5 件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 1 4 議案第 1 0 号は、平成 2 8 年度鞍手町一般会計補正予算（第 5 号）であります。

本補正予算は、歳出では国の補正予算第 2 号に係る補助事業として武道館の耐震化事業に本年度取り組むこととして交付金の要望を行っておりましたが、本年 1 月 1 1 日に本事業に対する内示があったことから、関係事業費を追加するほか、事業費の確定などに伴う事業の増減等を行っております。

また、歳入におきましてもこれまでに実施した事業費の確定などにより国・県支出金、町債及び財政調整基金への繰入金等の補正を行っております。

そしてこれらの補正要因を調製し、歳入歳出それぞれ 8,9 4 5 万円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ 7 1 億 5,3 4 4 万 1 千円としております。

次に、日程第 1 5 議案第 1 1 号は、平成 2 8 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）であります。

本補正予算は、総務費、後期高齢者支援金、介護納付金及び共同事業拠出金の減額に伴い、国庫支出金、県支出金、共同事業交付金などの補正要因を調製し、歳入歳出それぞれ 8 0 8 万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ 2 7 億 3,6 6 0 万 5 千円としております。

次に、日程第 1 6 議案第 1 2 号は、平成 2 8 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）であります。

本補正予算は、後期高齢者医療保険料収入の増額と保険基盤安定に係る繰入金の減額に伴

い、広域連合納付金などの補正要因を調製し、歳入歳出それぞれ92万5千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億4,108万5千円としております。

次に、日程第17 議案第13号は、平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

本補正予算は、現時点での事業に伴う不用額等を調製し、歳入歳出それぞれ1,352万8千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ8億6,614万1千円としております。

次に、日程第18 議案第14号は、平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算（第1号）であります。

本補正予算は、事業費の確定に伴い、歳入歳出それぞれ925万4千円を減額するとともに、新たに負担金を追加するなどの予算計上科目の組み換えを行っております。

これにより、歳入歳出それぞれ925万4千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億4,820万円としております。

以上が、日程第14 議案第10号から日程第18 議案第14号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

#### ○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第19 議案第15号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

#### ○町長 徳島 眞次君

日程第19 議案第15号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第19 議案第15号は、平成29年度鞍手町一般会計予算であります。

施政方針でも述べましたように、本町が取り組むべき行政課題は山積しておりますが、依然として厳しい財政状況にあります。

そのような中でも集中と選択を行いながら、魅力ある、住みたい町、老若男女すべての人が笑顔で暮らせる町づくりを進めていかなければなりません。

平成29年度は、2期目、4年間のスタートの年となる重要な年度であり、厳しい財政状況にある中にも私の政策実現に向けた関係予算の計上を行っております。

まず、平成29年度一般会計予算の総額は、平成28年度と比較しまして、歳入歳出それぞれ1億6,785万7千円、率にしまして2.38%の増額となる72億1,973万1千円としております。

増額となった主な要因は施政方針でも申し上げましたが、耐震化ができていない役場庁舎を平成32年度までに建て替えを行う場合には、国が財源の一部を交付税措置することとなったことから、本町も平成32年度までに建て替えを目指していくことといたしました。

これにより建て替えに必要な財源の一部は、自主財源として確保しておく必要があること

から、平成29年度と平成30年度の2年間、公共施設等整備基金に1億5千万円ずつ積み立てることとしたことが増額の主な要因となっております。

それでは、歳出側から款ごとに主な予算を中心にご説明いたします。

1款 議会費では、議会公用車を購入することとしたため、平成28年度と比較しまして343万3千円の増額となる1億297万8千円を計上しております。

2款 総務費では、役場庁舎建替えに伴う基本計画策定費用として2,000万円を計上するとともに、自主財源を確保するための公共施設等整備基金への積立金1億5千万円を新たに計上しております。これに関連して庁舎等建設検討委員会設置の予算も計上しております。また、人口減少対策の一つとして若い夫婦世代等に対する賃貸住宅家賃補助金60万円を新たに計上しております。

その他、平成28年度と比較しまして、参議院議員通常選挙費725万円及び町長選挙費621万円の減額となる一方、定年退職者数1名増による退職手当等の増額などの要因により、総務費全体では1億7,740万3千円増額となる10億4,468万円を計上しております。

次に、3款 民生費では、社会福祉協議会費におきまして、社会福祉協議会職員の退職に伴う退職金などにより1,089万1千円、障害福祉サービス費においてサービス給付費の増により3,399万5千円、臨時福祉給付金給付事業費により3,506万2千円増額となる一方、子ども医療費対策費において平成28年度実績が当初の想定より低く見込まれるため、平成28年度と比較しまして2,451万円減額しております。これらの要因により民生費全体では、平成28年度と比較しまして6,454万5千円の増額となる26億8,432万6千円を計上しております。

次に、4款 衛生費では、衛生センター管理費で平成28年度に行いました衛生センターの改修工事費などで4,007万9千円が減額となる一方、人口減少対策の一つとして不妊治療費助成金180万円を新たに計上いたしました。

これらの要因により衛生費全体では、平成28年度と比較しまして4,860万円の減額となる8億8,062万6千円を計上しております。

次に5款 労働費につきましては、平成28年度まで行っておりました九州労働金庫預託金1,000万円を廃止するとともに、これまで10款教育費に計上しておりました若年者専修学校貸付費を、この5款 労働費で計上することとしております。

これにより、労働費全体では、平成28年度比較しまして878万9千円の減額となる121万1千円を計上しております。

次に、6款 農林水産業費では、農業基盤整備促進事業費で5,156万4千円の減額となる一方、水田農業担い手機械導入支援事業費で782万7千円、活力ある高収益型園芸産地育成事業費で6,221万5千円、多面的機能支払事業費で444万5千円、荒廃森林再生事業費で937万5千円の増額となり、農林水産業費全体では、平成28年度と比較しまして4,137万円の増額となる2億7,369万9千円を計上しております。

次に、7款 商工費では、観光振興費で観光まちおこしコンサルタント業務委託料で152万円を減額したことなどにより、商工費全体では、平成28年度と比較しまして183万4千円の減額となる3,882万9千円を計上しております。

次に、8款 土木費では、平成28年度事業の完了により、道路新設改良費のうち役場・猪倉線道路改良事業費で630万円、百立線道路改良事業費で2,000万円の減額となるほか、橋梁維持管理事業費で第二新延橋補修工事が完了することにより4,929万5千円の減額となる一方で、人口減少対策の一つとして民間賃貸住宅建設促進事業費500万円を新たに計上しております。

これらにより、土木費全体では、平成28年度と比較しまして8,631万3千円の減額となる5億9,099万5千円を計上しております。

次に、9款 消防費では、直方鞍手広域消防事務組合負担金におきまして、一部事務組合で地方債を予算化したことなどにより、1,304万9千円減額したことで、消防費全体では、平成28年度と比較しまして1,196万円の減額となる2億9,684万8千円を計上しております。

次に、10款 教育費では、教育総務費で外国青年招致事業費でALTを1名増員するために286万8千円を増額するとともに、幼少期における高度な教育システム導入のための調査費を、こどもの能力向上推進事業費として240万円を新たに計上しております。

また、小学校費につきましても、校舎の雨漏りの激しい剣南小学校と剣北小学校の屋上防水工事費として1,654万8千円を計上しております。

高等学校費では、平成28年度に行った豊翔館の受電設備の更新に伴う工事費820万円が減額したことや、社会教育費のうち公民館施設整備事業費で2,011万5千円、歴史民俗博物館施設整備事業費で1,543万9千円も減額となっております。

なお、10款7項の保健体育費の2目 体育総合施設管理費では、くらて病院の移転候補地である町立野球場の代替施設の設計測量委託料として500万円を計上しております。

これらにより教育費全体では、平成28年度と比較しまして573万1千円の増額となる5億4,963万3千円を計上しております。

次に、12款 公債費では、平成27年度に起債した過疎対策事業債の据置期間が終了し、本格的な元利償還が始まることなどから、公債費全体では、平成28年度と比較しまして3,287万1千円の増額となる7億4,490万5千円を計上しております。

以上が、平成29年度の主な施策に対する歳出予算であります。

一方、これに対する歳入につきましては、依然として地方交付税をはじめ、国、県支出金や町債などの依存財源に頼らなければならない厳しい予算構成になっております。

自主財源の主なものである1款 町税は、平成28年度と比較しまして、個人住民税現年分で566万4千円、法人住民税現年分で5,000万円、固定資産税現年分で2,993万5千円の増額と見込み、町税全体では、8,326万1千円の増額となる17億7,151万9千円を計上しております。

また、6款 地方消費税交付金におきましては、平成28年度決算見込みから判断し、2,700万円の増額となる2億8,000万円を計上しております。

これに対します依存財源の主なものである10款の地方交付税につきましては、平成29年度の国の地方交付税の総額が1兆6,329億8千円となり平成28年度と比較し、約3,705億円、率にしまして2.2%減額となったことから、本町も5,000万円減額し、地方交付税全体では2億1,500万円を計上しております。

また、21款 町債におきましては、平成28年度事業の減額分として、土木債の急傾斜地崩壊対策事業債で300万円、消防債の消防防災施設債で650万円、過疎対策事業債で1億960万円減額となる一方、地方交付税の補てん措置である臨時財政対策債の伸び率が地方団体の平均で6.8%の増となったことから、本町の臨時財政対策債の額も1,600万円増額しております。

これにより町債全体では、9,980万円減額となる4億8,550万円を計上しております。

そしてこれら歳入要因を充てても不足する財源6億7,117千円を財政調整基金から繰り入れ、18款 繰入金全体を7億9,885千円計上し、歳入歳出予算を調製しております。

以上が、日程第19 議案第15号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

#### ○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第20 議案第16号から日程第27 議案第23号までの8件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

#### ○町長 徳島 眞次君

日程第20 議案第16号から日程第27 議案第23号までの8件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第20 議案第16号は、平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算であります。

本予算は、保険給付費の療養諸費及び高額療養費、介護納付金の減少と総務費、共同事業拠出金及び保健事業費等の増加による国庫支出金、療養給付費交付金、県支出金などの関係項目を調製し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億4,828万円としております。

次に、日程第21 議案第17号は、平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算であります。

本予算は、後期高齢者医療保険料の増加と保険基盤安定繰入金の増加による後期高齢者医療広域連合納付金などの関係項目を調製し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億5,702万



1千円としております。

次に、日程第22 議案第18号は、平成29年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算であります。

本予算は、住宅新築資金等の貸付金回収金を一般会計へ繰り出すものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ70万6千円としております。

次に、日程第23 議案第19号は、平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算であります。

本予算は、古月処理分区及び中山処理分区の面整備に係る工事費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ8億7,014万5千円としております。

次に、日程第24 議案第20号は、平成29年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、町内11ヶ所のかんがい揚排水機場の年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ3,222万9千円としております。

次に、日程第25 議案第21号は、平成29年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、谷山池斜樋操作場・谷山池パイプラインの施設について、年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ759万6千円としております。

次に、日程第26 議案第22号は、平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算であります。

本予算は、病院事業債の貸付けや過疎対策事業債の負担金及び貸付金の償還金などを主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ4億4,669万円としております。

次に、日程第27 議案第23号は、平成29年度鞍手町水道事業会計予算であります。

本予算は、安全で安定した水道水の供給に係る事業費を主なものとして、予算第3条収益的収入及び支出では、水道事業収益3億4,067万7千円に対し、水道事業費用3億4,084万3千円で差引16万6千円の赤字予算を計上いたしております。

当年度純損失は688万1千952円と予測しております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出では、資本的収入2,720万円に対し、資本的支出1億4,166万円で差引1億1,446万円の不足となりますが、不足額につきましては、当年度までの損益勘定留保資金から補填することにしております。

以上が、日程第20 議案第16号から 日程第27 議案第23号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

#### ○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第28 議案第24号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 28 議案第 24 号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第 28 議案第 24 号は、鞍手町総合福祉センターの指定管理者の指定であります。鞍手町総合福祉センターの指定管理者の指定期間が平成 29 年 3 月 31 日をもって満了することから、社会福祉法人鞍手町社会福祉協議会を同施設の指定管理者の候補者として選定しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、町議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間としております。

以上が、日程第 28 議案第 24 号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 29 議案第 25 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 29 議案第 25 号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第 29 議案第 25 号は、地方独立行政法人くらて病院第 2 期中期計画の認可であります。

平成 28 年 12 月定例会におきまして、議決していただきました、地方独立行政法人くらて病院の第 2 期中期目標を達成するために、地方独立行政法人法の規定に基づき、同法人において作成された、第 2 期中期計画を認可するため、町議会の議決を求めるものであります。

なお、同計画の内容につきまして、あらかじめ評価委員会に意見を求めましたところ、同法人が作成されているとおり認可することが適当であるとの意見をいただいております。

以上が、日程第 29 議案第 25 号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日 2 日から 5 日までの 4 日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日 2 日から 5 日までの 4 日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

散会 13時56分

平成29年鞍手町議会第2回定例会会議録（第2号）						
平成29年 3月6日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			副 議 長		
	平成29年 3月6日 午後1時00分			久保田 正之		
	閉 会 開 議			副 議 長		
	平成29年 3月6日 午後2時36分			久保田 正之		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 員	13	須藤敏夫	1	熊井照明		

職 務 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	守田純子	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田 隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成29年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月6日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

# 一般質問通告一覧表

平成29年第2回定例会

No. 1

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
11番 岡崎 邦博	<b>1. 公費出張とマイレージポイントについて</b> (1) 公費出張の際の手続きは。 (2) 公費出張の精算方法は。 (3) 平成28年度における航空機を利用した公費出張の人数と回数、その合計金額は。 (4) マイレージポイントの取得は。 (5) マイレージポイントの活用は。	町 長
4番 宇田川 亮	<b>1. 防災に強いまちづくりについて</b> (1) 庁舎及び代替施設の耐震化は。 (2) 庁舎移転の具体的構想は。 (3) すべての公共施設（避難所）の耐震化と機能改善は。	町 長
5番 竹内 利一	<b>1. P F I 法等の民間活力利用について</b> (1) 2040年問題を考える上で、今後考えられる鞍手町の庁舎や開発事業等で P F I 法等を取り入れ民間活力を利用し、鞍手町の発展を注ぐ考えは。	町 長
10番 久保田 正之	<b>1. 農業施設の維持管理について</b> (1) ため池の管理状況は。 (2) 導水路及び用水路の管理は。	町 長
8番 鯨坂 省治	<b>1. 公共施設のトイレ改善について</b> (1) 小学校及び公共施設のトイレの洋式化率はどのくらいか。 (2) 学校のトイレ床の乾式と湿式の割合はどのくらいか。 (3) トイレを利用する子どもの健康障害を引き起すウイルス感染等対策は。 (4) 今後の改善計画は。 <b>2. 児童支援について</b> (1) 就学援助入学準備金を3月に支給する考えは。 (2) 学童保育の助成に対する考えは。	町 長 教育長  町 長 教育長

平成29年3月6日（第2日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の通告一覧表の順序により行います。

最初に、11番議員 岡崎邦博君の質問を許可します  
岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、公費出張とマイレージポイントについてお尋ねします。

先日、新聞の一面に公費出張にマイルを使うかどうかの記事が載っていました。その記事によりますと、福岡県では2年間で職員10人が、このマイルの無料券を使って35万円ほど節約が出来たと。小川県知事もマイルを使って約60万円ほど節約が出来たというような記事が載っていました。

それで、マイルを使って出張費を削減する福岡県、また福岡市のような活用派や、一方私的利用を避けるためマイル取得を禁止する自治体もあるとのことでした。

鞍手町にとっては財政状況も非常に厳しく、29年度の当初予算については、歳出に対して約6億円ほど歳入不足が起こって、残高もあまり多くない基金を取り崩して埋め合わせるというふうに、非常に厳しい状況があります。

そこで、鞍手町ではどのようにしてマイルを使われているのかお尋ねしますが、まず公費を支出する出張についてどのような手続きによって行われているのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

公費出張の手続きについての具体的な内容につきましては、総務課長に答弁させます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

公務出張の手続きに関しましては、出張命令書に当該出張に関する、出張者、出張先、出張用件、移動手段等を記載し、県外は町長、県内は副町長による事前決裁を受けることになっています。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

職員については、今お答えがあったような手続きによって行われるということですが、町長の場合は出張命令書というのはどうなるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

町長、副町長におきましては命令はありませんけど、出張する際には出張の記録簿のようなものがありますので、それに記載しております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

記録簿みたいなものがあるということですが、例えば、町長の場合は具体的に何々の催しに出るとか、何々省庁の何々課に行くとか、そういう場所だとか、目的だとか、そのようなのが具体的に記載はされているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

町長、副町長におきましても職員と同様ほとんど同じ内容で記録しております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

チケットだとか、また予約なんか、例えば、北九州市では航空券を直接職員に支給するというふうに記載がありましたが、鞍手町の場合は、やはりそういったチケットを直接支給するのか、また違う方法でするのか、どのようになっていますか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

今言われますように、北九州市のように一つの課がチケットを購入して出張する人に渡すというやり方はやっていません。各々の担当課で出張に行かれる方が手配しております。

以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

それでは(2)なのですが、各々の課で手配をするということですが、精算方法というか、それはやはり手配してそのままチケットを渡すのか、後日精算をするのか、方法については



どうなっていますか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

公費出張の精算方法は2通りあります。1つは概算払いとして出張前に旅費に相当する金額を受け取り、出張後に精算する方法です。もう1つは出張後に精算して旅費を支払う方法の2通りございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

2通りあるということですが、それは逐次違うのですか。概算払いをしたり又は出張後精算をしたり、そのケースバイケースによって行うということですか、どちらかに決まっているということですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

一応ケースバイケースですが、ほとんどの職員は出張後に精算する方法で、出張後に旅費を支払っています。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

出張後に精算をするということであれば、例えば、その職員がカード払いをしていたということで、カードのポイントが付いたりということも考えられるのですが、その辺の定めはありますか、現金でないといけないとか、カードでもいいとか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

今のところ鞍手町におきましては、そういう運用のルールは決めておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

この辺についてもカードで支払をする方なんかも、普段日常の買い物等、又は例えば携帯とか、その他の支払についてもカードを利用される方が多いので、そのポイントを溜めるといったこともありますから、その辺はどうするかは今後検討する必要があるのではないかなというふうには思います。

次に、(3)ですが、28年度で航空機を利用して公費出張した人数と回数と、その合計額

についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

28年度2月末までに航空機を利用して出張した職員は13名おります。回数は述べ24回、出張旅費の合計金額は126万788円となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

この金額は町長も含めた金額になりますか。それと13名の述べ24回ということですが、複数回出張されている職員もいると思いますが、複数回出張されている職員については一番多い方で何回ぐらいだとか、そこについてもお尋ねします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

これは、あくまで職員だけで町長は含んでおりません。

その回数ですが、ほとんどが航空機を利用した出張というのは福岡・東京間であります。この中で13名の内、1回一往復した職員が8人います。2回が1人です、3回が2人です、4回が2人となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

126万には町長の出張費は含まれていないということですが、では町長は何回ぐらい東京に出張されていかほどの金額になりますか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

町長の出張回数につきましては、28年度2月末までに15回で79万1,390円となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

町長も記録その他書類を提出して行き先だとか、目的だとか、そういったものも記載をしているということですが、15回ほど東京に出張されていると、月に1回以上の出張ということになります。

おそらくは鞍手町のために何度も東京に足を運んでいただいているというふうには思うの

ですが、鞍手町の公務とは直接の関係ない、例えば会議に出席したり、出張のついでにもう1日泊まるとか、またその午後からは別の会議に出たりだとか、そういったついでを利用して、公務とは関係のない会議に出たり、又は、そういったところに行ったりというようなことは、今までにはありませんでしたでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ございません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

それでは次に進みます。

本題に入る訳ですが、マイレージポイント、マイルについてですが、こうやって見ますと町長については15回、また4回東京に出張している職員も2人ほどいるということであれば、マイレージポイントを取得していればかなりのポイント数になると思うのですが、今まで鞍手町については、マイルのポイントについてはどうされておりましたでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

今現在、マイルのポイントについては、ルールとしては定めてはおりません。マイル取得を職員に任せております。

マイレージカードを所有している職員は、今のところ、この13名内4名です。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

職員の方は4名ということですが、町長についてはマイレージカードはお持ちになってますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

持っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

そうしますと、個人に任せていてカードを持っているということであれば当然ポイントが付くわけで、職員の方についても4回往復をしますと、大体1回が東京・大阪で567ポイ

ント、加算率が100%とすればそういうふうになっているようです。このポイントが正確かどうかは私は分からないのですが、それは3年間が有効ではなかったかなとは思いますが、かなりのポイントが貯まると思うのです。

町長にしますと年に15回ほど東京を往復しますと、1回か2回ぐらいの無料の航空券が貰えるほどのポイントが貯まるのではないかなと思うのですが、加算率によって100%であったり、75%であったり、50%であったり、いろいろとチケットによって違うようです。例えば、エコノミーであったり、ビジネスであったりだとか、またファーストであったりだとか、そういうのでも加算率が変わると思いますが、いずれにしても日本の航空会社では3年間はポイントが有効だということですので、3年にすればかなりのポイントが貯まりますので、無料の航空券を何回かは取得する可能性もあると思いますが、その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

町長におきましては15回、28年度2月までにされておりますので、福岡・東京間で、マイルとして積算率が100%と計算しましたら1回が1,134マイル貯まるようになっています。それで計算しますと、町長の28年度の15回でマイルは1万7千マイル貯まった計算になっています。

職員につきましては、最高が4回ですので職員の取得したマイルは、最高で4,500マイルとなっています。以上です。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今課長が答弁いたしましたけれども、実際には、一泊する場合は包括の、全日空で行った場合には、全日空のツアーというところから予約をするのです。そうした場合には往復の航空券と、例えば一泊する場合、1日のホテルのパック料金になるのです。そういう場合はマイルは50%か40%位だったかと思います。

それが一番航空運賃としては、飛行機とホテル代混みで安いパックになりますので、私が町長させていただきましてからは、泊まるときにはそれを利用させていただいております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今、町長から答弁がありました。要するにツアーみたいなパックになるとマイルが半分の50%になるのですね。それにしても3年間は有効になりますから、3年後出せば1回か2回分ぐらいの航空券が無料になります。

ほんの2、3年前はシンガポールにも何度も出張されています。シンガポールにおそらく4、5回ぐらいは出張されていたと思うのですが、その際にはかなりのマイルが貯まるのではないかなというふうに思うのですが、その辺はいかがですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

27年度に町長はシンガポールに1回行かれております。その時のマイルは5,618マイルです。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

1回だけでしたかね、分かりました。

いずれにしても1回で5千マイルほど貯まります。職員の方も一度行かれていなかったですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

職員につきましては、LCCといって格安航空機に乗っていますのでマイルは貯まっておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

財源が厳しい折から、ご努力をいただいていると思います。

いずれにしても出張も多くなればマイルも貯まります。例えば、1回往復にしても数万円程度ですが、それにしても活用することも私は必要じゃないかなと思いますが、最後の質問になります。今後について、マイルの活用についてはどのようにお考えですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

先程言いましたように28年度の実績におきまして、一番多くマイルを取得した職員は約4,500マイルとなっています。

福岡県や福岡市などは、年間1万マイル以上のマイルの取得が見込まれる職員に対し、出張マイルを管理しています。

現在、鞍手町では運用ルール等は定めておりません。マイル自体が個人向けサービスとして実施されており、企業とかの自治体単位で附与されていないことから、全体での一括管理は難しいと理解しております。

但し、航空機での出張が多くマイルの有効期限内に、3年間ですが、無料航空券に交換可能なほどマイルを獲得出来る職員については、マイルを有効利用することで経費の削減が可能なことから、個人で獲得したマイルと出張で獲得したマイルとの切り分け方法等を管理上の課題と整理しまして、これからはマイルの有効活用に向けて検討していきたいと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

これからも、それこそ先程も言いましたように、財源が厳しくなればなるほど活用出来るものはなるべく活用すると、なおかつ、また出張も今後は多くなることと思います。そういった意味からも、私は基準を定めてマイルの活用をして行くべきではないかなと。

特に、町長については年間15回ほど出張されるということですから、これも公費を使っただけの出張で当然あるわけで、その公費によって貯まったポイントですので、それについても個人のマイルとは切り分けて、別としてカウントしていただいて、そこ3年間すれば2、3回の無料航空券がくるわけですから、その辺についてもきちんと管理が出来るようにしていただければというふうに思いますが町長いかがですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

当然のことながら私はその辺の管理もしっかり行っているつもりでございます。現実には2年前でしたか、マイルが自分の分もありましたので、1回は自分の分も加算して航空券を使って東京の議員会館に行ったことも、日にちまで覚えていませんが、一昨年前はそれを使って行かせていただきました。

それと補足ですが、航空券を買うときのカードでの支払いという、私も当然インターネットで予約を入れて、そこでカードで決済するわけでありましたが、これはカードで決済した方がいいという意味が1つございます。それは、カードで決済しますと、私の場合はもし事故があった時には、そのカード会社が1億か1億5千万自動に保険が付くということになっていきますので、別にお金はいらないのですよ。カードで支払すれば自動付帯という形で保険が付きますので、私は現金でなく、極力カードで支払うようにしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

勿論それはよく分かりますが、町長の場合は79万円ほどの出張旅費が掛かっているわけで、これはカードでするとかなりのポイントが貯まるわけですね。

そこそこのポイントが貯まります。そういったことを勿論考えた上で、例えば、行政が家電を買ったりした場合にポイントを付与しないような家電があったりとか、そういったものもあります。ですから、そののところも、どういったことが公正なのかということは一度考える時期ではないかなと思います。自分のカードを使って例えば、支出して、ポイントは自分のもので取得するということが果たして、公費を使った場合はいいのかどうかというのは、おそらく今後テーマの1つにはなるのではないかなというふうに思います。

たまたま、今回新聞の記事にこういった公費出張のマイルについての記事がありましたので、今回質問をさせていただきましたが、益々今後そういったカードの支払だとか、ポイントの付与についていろいろと問題も出てくる可能性もありますので、一度ここで整理してみればというふうに思って今回質問させていただきました。ぜひとも検討をお願いして質問を終わります。

○議長 星 正彦君

答弁はいりませんね。

○11番 岡崎 邦博君

取り敢えず検討するかどうかをお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

いろいろな多方面に渡って検討していきたい、そのように思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上で岡崎邦博君の質問を終了します。

次に、4番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

通告に従いまして、防災に強いまちづくりについて質問いたします。

昨年の熊本地震でも示されましたとおり、大規模地震はどこでも起きる可能性があります。町長も私の一般質問で、鞍手町も例外ではないという認識を示されました。さらに、政府地震調査研究推進本部が出しています「全国地震動予測地図」では、大規模地震の予測範囲が広がっており、自治体としても率先して対策をとっていくことが必要です。

そこで質問ですが、大規模地震が発生した時に防災拠点となる庁舎の耐震化状況、そして庁舎が機能しなくなった場合に、その代替庁舎の指定及び耐震化状況についてお答え下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず、具体的な内容につきましては、総務課長に答弁させます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

庁舎につきましては、平成4年に建築された北側庁舎は、耐震基準を満たしておりますが、昭和31年に建築された議事堂を含む南側庁舎は、耐震化は済んでおりません。代替施設は中央公民館、総合福祉センターを想定しております。中央公民館の耐震診断を、平成28年10月から行いまして、耐震工事の必要はないとの診断が出ております。

総合福祉センターにつきましては、平成11年に建築されており、昭和56年の耐震基準を満たしております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

昨年10月の衆議院総務委員会で、日本共産党の田村貴昭衆議院議員が、八代市や宇土市などで庁舎の損壊が相次いだ熊本地震の被災地調査に基づき、耐震化を出来るだけ100%にするために、国に対して財政支援を含めた新たな手立てが必要というふうに提起しました。

これに対し、高市早苗総務大臣は、耐震化率を100%に近づけていくことは重要だと答弁していました。

そして、政府の17年度予算案では、公共施設の集約化、複合化などをすすめる公共施設等最適化事業費に、市町村役場機能緊急保全事業を加え、公共施設等適正管理推進事業費3,500億円を新設しております。

町の新年度予算案でも庁舎移転の検討委員会が設置されるようになってはいますが、具体的に庁舎をどこに移転するだとか、どういう建物にするだとか、全体的な部分、構想があれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。庁舎移転の具体的構想につきましては、平成29年度に「鞍手町庁舎等建設検討委員会」を設置をする準備をしているところでございます。その委員会の中で、建替え、建設地等につきまして、その中で揉んで、検討していただくような段取りを行っておりますので、ここで私が申すわけにはいかないというような、そういう状況でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

とは言え、病院の移転も何処にするというのは、5つぐらい案が出されてはいたけれども、しかし町長の意向でLライン、あの近辺にコンパクトシティでその辺にするというよう



な考えもありました。その考えからすれば、大体その辺にというふうには考えてあるのかなというふうに思いますが、町長の答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

そうですね。結局私が当初から申し上げておりましたように、コンパクトシティ化で病院の答申が上がってまいりまして、中央公民館のこちらで答えが出ておりますので、あの辺のどこか、あの辺りに役場も集中出来ればなという思いはございますけれども、これはあくまでも検討委員会を今から作りますので、その中で揉んでいただくことが重要かと思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

病院も野球場を候補地として建替えを考えているようですが、庁舎も出来れば、コンパクトシティという考え方からすればというふうに考えているのでしょうか、鞍手町の場合は水害も考えなければいけないというふうに思います。

遠賀川が反乱したら、あそこが1番低い位置であれば1番に被害を受ける場所ともなります。それが耐震化出来た建物だとしても水害の被害を受ければ病院も庁舎機能も失われかねないというようなことも考えられますので、その辺も含めた防災に強いまちづくりという観点から、是非考えていただきたいというふうに思いますが、答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

今、国交省がコンピューターシミュレーションで、例えば遠賀川が決壊した時にはどのような形で鞍手町が水没していくという浸水想定がコンピューターのシミュレーションで出ております。海が大潮の時のデータを基にすれば、それは回避出来るのではないかなと、そのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

そういうことも含めて考えているのであれば問題ないのではないかなというふうに思います。あと、建て替えるにあたって、国が示した地震地域係数というのがあります。基準は1ですね。震度7以上の地震が来たときに1なのですが、1番低いのは沖縄で0.7なのですが、福岡県は0.8ということになっています。但し、福岡市自体は独自でこれを1とする。また静岡県ではこれを1.2に引き上げて建物を建てると。それだけ地震に強くなると

ということです。今まで九州の方には地震が少なかったということからこういう0.8という数字だったのですが、極端な話をすれば、柱が10cmの柱を建てないといけないが、この辺は地震が少ないから、大規模地震も来ないから8cmでいいよというようなケースです。そういうふうに考えていただいたらいいのですが、しかし、いつ大規模地震が起きても分からないと、今度の国の調査でも、活断層が九州でも2本増えましたよね。そういうことから特に公共施設に関しては、地域ケース、建設省の告示で出ていますが、こういうのも少し引き上げたような形で、本当に頑丈で、もし災害が起きたときにそこが本当に拠点となれるような、また避難時としても拠点となれるような、そういう建物にしていきたいというふうに思いますが、答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

当然そうなりますと専門家の意見も聞きながら、設計段階から取り組んでいきたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

最後ですが、すべての公共施設の耐震化状況、特に避難所となっています施設の機能改善というものを早急に図っていかないといけないというふうに思いますが、これについての答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

指定避難所の中で耐震化が進んでいないのは町立武道館だけですが、武道館につきましては、耐震のための工事費等を平成28年度一般会計補正予算（第5号）に計上させていただいております。議決をいただければ契約を結び、耐震工事を行う予定といたしております。

また機能改善につきましては、指定避難所のトイレ、特に小学校の体育館のトイレ等が避難所に対しまして十分な機能を満たしていない避難所があるかと思っております。そういう部分につきましては、今後検討しなければならないことだと認識しております。また、指定避難所の中でも小学校の校舎、体育館につきましては、天井材や照明器具などの建築非構造部材につきましては、耐震診断の結果、「避難時に安全性に問題となる非構造部材は確認されなかった」との所見をいただいております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

すべての避難所の非構造部材については大丈夫であろうという専門家の意見を得たということですが、熊本市では、これまで学校施設の耐震化、天井落下防止対策等の成果が見られて倒壊した建物はなかったと言われていました。

但し、一部校舎、武道場等の体育館について、ブレース破断、内壁落下等の被害等も多々出ています。照明器具、窓だけではなくて、例えば壁もそうですし、ロッカーがあれば倒れないようにするだとか、高い所に何かあれば落ちてこないようにするだとかということも含めて再度、しっかりと検査する必要があるのではないかというふうに思いますが、もう一度お願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

もう一度細部に渡っては確認をしていかなければいけないとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。そういうことですので、熊本地震の経験もよく調査していただいて、こういう被害があったというような、平成28年熊本地震の被害状況と課題というような資料も出されております。これは熊本市の教育委員会が出した資料ですが、こういうのも踏まえた上で、こういうのを教訓にしてぜひ、出来るだけ災害に強いまちづくりというものを進めていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長 星 正彦君

答弁はいりませんね。

○4番 宇田川 亮君

はい。

○議長 星 正彦君

以上で宇田川亮君の質問を終了します。

次に、竹内利一君の質問を許可します。

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

通告に従い質問をさせていただきます。

今回は、民間との連携で今後、PFI法等を利用する考えはということで質問させていただきます。

2040年問題を考える上で、今後考えられる鞍手町の庁舎や開発事業等でPFI法等を取り入れ、民間活力を利用し鞍手町の発展に力を注ぐ考えはということで質問させていただきます。まず、PFI法の対象となる公共施設等ということで、法律の第2条に書いてあり

ますのでちょっと言わせていただきます。

1. 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設
2. 庁舎、宿舎等の公共施設
3. 公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設
4. 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設、これは廃棄物処理場などを除く観光施設及び研究施設。

5. これらの施設に準ずる施設として政令で定めるものと様々な公共施設等で活用されます。今後、鞍手町を消滅都市の1番ではなく発展都市の1番にするためには民間活力を取り入れ、いろいろな手法を取り入れなければならないと考えますが、いかがお考えか町長にお伺いいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

2040年問題は本町にとりまして、大きな問題であることは承知しております。

今議員さんがおっしゃいましたようにPFIにつきましては、ご存じかと思いますが民間の資金、そして経営能力及び技術的能力を活用することにより、自治体が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供することを目的としている手法であるということでございます。今後も本町が事業を行っていく上で、このPFI手法等も、PFIだけでなく、いろいろな方法、いろいろな部分に関しましても検討いたして、事業に取り組んでいきたいとそうように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

ありがとうございます。

PFIにこだわらず、PPPやいろいろな方法がありますのでいろいろ検討して、今後大きくまちづくりに寄与していただきたいと思えます。いずれにしましても、今後、鞍手町発展のためには大きな事業を幾つもこなしていかななくてはなりません。

先日、神奈川県足柄上郡松田町に視察に行っていました。松田町住宅整備事業「PFI法活用」ということで視察に行っていました。例えば、PFIを取り入れるにしても、専従の方がいないと、1課がいろいろなものを扱いながら、その課でPFI法も考えれというのは難しいというようなことを、携わっておられた方が言われていました。今、例えば課がありますが、皆さん一生懸命されています。一生懸命されていますが、今おそらくこれ以上事業を増やしていくとちょっとたまりませんというような感じにもなりかねないので

はないかというぐらいかなりの事業量ではないかと思っております。このPFI法を取り入れるにしても、これからも特化したプロジェクトチームとか、2040年問題に対する新しい課を設けてもらって、専従で何かこれからの鞍手町が考えるようなものを作ってもらわないと、今の状態では皆さん一生懸命されていますが重荷がかなり掛かってくるのではないかと思います。町長のお考えは。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

私が町長にならせていただきまして、本当に国のいろいろな予算メニューに対しましても積極的に取り組んで下さいということで職員の皆さん方に申しましたら、いろいろな分野においても国からの予算取もしっかりと行っておる状況でございます。

今、議員さんがおっしゃいましたように、来年度、29年度からは緊々の病院の移転建替の問題もあります。そしてまた庁舎に至りましては、これまた降って湧いたような話で、29年度から政府がお金を出してくれるという話が飛び込んでまいりましたので、ならこれもやろうではないか、今でないと出来ないぞという思いで、これにも取り組まなければならないと、それとは別に通常業務、そしていろいろな29年度の通常業務も控えております。

更に、今議員がおっしゃいましたような取り組みに当たって、一般方式PFI、PPP、いろいろな方式を選別して行く上においても、やはり人材、人力が必要になってまいります。そういう面におきまして、議員がおっしゃいました専門部所を作ったらどうかという意見がございました。議員のご意見も真摯に受け止めて、例えば建設委員みたいな何かをやって行かなければいけないのではないかなどそのように思っている次第でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

PFI等の民間活力を今後使っていく中では、特化した専門職がないとなかなかそれをまかないきれない、これから今後鞍手町をどんどん発展させて行くためには、今の課長達が足りないと言っているのではないですよ、もう精一杯になると思います。

事業は降って湧いたようにと今言われましたが、庁舎のことも突然出て来たようなもので、これも過去PFIで、昔庁舎の件で話があったとかという噂もちらっと聞きますが、最終的には高つくのではないかということで蹴ったみたいな形だったらしいですが、PFIもいろいろな手法がありますから、研究次第ではそれでもやっていけるという方法も出て来ると思います。だから今私が言ったのですが、特化してそれを一生懸命研究する職員も必要ではないかということです。あれもし、これもしというのはなかなか大変だと思いますので、その辺を考えていただきたいと思います。

今後、民間活力をどんどん生かして、鞍手町を発展させていただきたい。今度、株式会社ランドですか、インターチェンジのところ、2月7日の分が出ていましたが、200億ぐらいのファンドを起こしたという記事が出ていましたが、これも民活ですね。公共がほとんど関わっていません民間開発ですが、中に町の土地もあるのでいくらか意見を言いながらというような形も出て来ると思います。

今後、本当に2040年問題を真剣に考えていただければ、消滅都市1番ではなく発展都市1番にさせていただきたいということで、今後特化した課を作っていただくなり、どんどんそういう民活をしていただいて、これから進んでいただきたいと思います。町長の答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

今、インターチェンジ横の民間のこともお話いただきました。あれも順調に進んで29年度から動き出すようなことになって来ております。特別部所におきましても、課を設けるか、もしくはそれなりの部所を作って取り組んで行きたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上で竹内利一君の質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時48分

再開 14時00分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

10番議員 久保田正之君の質問を許可します。

久保田正之君。

○10番 久保田 正之君

通告に従いまして一般質問を行います。

農業施設の維持管理についてお尋ねをいたします。

1つ目はため池の管理状況についてお尋ねいたします。町内にため池は大小76箇所あるそうですが、ため池は主に農業用水に供していますが、治水の役割を十分果たしていることは言うまでもありません。近年、農家数は減少している中、地元の営農組合や農事組合等でため池の管理、水量の調整、堤体の草刈りが行われています。しかしながら兼業農家の離農等で農家の戸数が特に減少している中、労働力不足で主な仕事であります堤体の草刈りには関係者は大変苦慮されているのが現状であります。ため池は特に地域の高い所にあるわけで

すが、維持管理を怠ると災害を誘発する要因にもなりかねません。特に下流に住んでいる住宅への影響は大であることは言うまでもありません。

ここで、町はこれらの状況を把握されていると思いますが、関係集落、営農組合等の指導はどのようにされているのかお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

まずは、農業水利施設は稲作を中心としてきた日本の農業にとりまして、本町にとりましても、欠かすことのできない重要な施設であると考えています。施設の機能を適切かつ効率的に発揮させられるよう維持管理していくことは重要な取り組みであると認識しております。

町としてのため池管理の現状につきましては、建設課長に答弁させます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

「ため池」、「井ぜき」、「かんがい用水路」といった農業用施設につきましては、いずれも町が所管する施設ですので原則としては町が維持管理すべきものですが、実態としては、町と各地区とで役割を分担して維持管理をしてきている状況があります。

大規模な改修等が必要な場合などにつきましては町で工事等を行うなどの対応をしており、日常的な維持管理につきましては、各地区で管轄区域内の農業用施設の管理をしていただくこととしています。

管理の範囲は、「木栓の抜き差し」、「樋門の開閉」及び「水量の調節」のほか、「浚渫」及び「菰等の切り取り除去」などとしております。

管理をしていただいている各地区に対しましては、監守委託料を支払いしており、管理施設の大きさ等の違いにより支給額を定めているところでございます。毎年度末に支給しています。そういう状況です。

○議長 星 正彦君

久保田正之君。

○10番 久保田 正之君

管理委託料が支給されていることは十分承知しております。しかし私が言いたいのは、近年、農家戸数が減りまして労働力が不足していると、1番問題なのは、堤体の草刈りを1年放置しますと、2年目は大変なこと。どこもどうやら苦勞して農家の方々が努力されて堤体の草を刈っているのが現状だろうと思います。金を出せばいいかということでないし、農家の方々は水瓶としては慎重に手入れされていると。ただ心配されるのは人間が不足して農家が大型化になります。先程申しましたように、ため池を刈るのに何か知恵がないかなと、そ

ういうものをお尋ねしたかったわけです。官支給で一辺やりよるのではないかと、その範囲は分かります。井せき管理とか、他にもありますからそれは分かりますが、何か良い知恵はないかなど。堤体に薬を撒くわけにはいきませんから、これは大変なことになりますから、そういうことでなくて何か良い知恵がないかなど、動力を補充するとかそういう形になるとお金の問題にもなります。それは一挙にここでどうしたらいいという形のものはないと思います。研究をしていただいて営農組合なりに通知してもらえればいいかなど、気になるのはそこなのです。動力と堤体を綺麗にするということが考えられます。もう一度お願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

そうですね、今、久保田議員さんがおっしゃいましたように、やはり水利施設というのは本当に重要な施設だと思っております。

営農組合もしくは農業委員の皆さん方とか、地元の皆さん方と一度どのような状況かということや地元の人達の意見を聞いて、そしてじゃあ次にどのように取り組めばいいのかといった聞き取り調査、そして皆さん方と知恵を出しあって出来ればいいかなど考えております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

久保田正之君。

○10番 久保田 正之君

(2)に関連するものでありますけれど、ため池に通じる導水路及び用水路の維持管理で、導水路は当該ため池の集水範囲が少ないため池について隣の沢(谷川)からもって来るといふのを布設しているのが導水路なのです。

ところが、これらもやはり昔と違って手入れ不足といいますか、そういう形のもので、ご存じのとおり猪が走り回って堤対を崩して水路を掘って土砂が堆積されている箇所もあります。そういうことからいたしまして、導水路の堆積で水害の対象になるということが心配されますので、導水路の状況は把握されているのかどうかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

干害用水路の場合ですと、ため池と同様に各地区における管理に対しまして監守委託料などを払っております。そういった中で台帳も作られておりますし、調査したという経緯もありますが、導水路の場合は各地域の農業の歴史の中で、元々野山の自然の形状に沿って出来た沢などを地域の方々が農業用の導水路として整備し、活用されてきたもののがかなりあると思われまふ。具体的に町の方で調査をして把握したとか、資料として何か台帳等を作っているというのは現状としてありませんので、具体的状況というのは把握しておりません。



○議長 星 正彦君

久保田正之君。

○10番 久保田 正之君

導水路は昔と違って手入れが若干おろそかになっているところもあるわけです。従って、導水路が人家の高い所にあるわけです。その距離も長いのです。特に山間部の方は導水路が人家の近くに走っております。これを放置すると、中間、中間が体積しますと、それに水が乗るようになって大きなため池に入ることになっていきますから、それを把握していないと、町がやれということだけでなく、営農団体でも十分把握しておいて手入れをしないと、人家が下にありますからパンクするということが起こり得るわけです。

ぜひ、これは土木課でも導水路がどのように管理されているか調査をしていただきたいと思います。その調査の方法はよく研究していただいて、簡単にできればいいのですが、導水路の位置も分からなかったら、導水路も公用地であるわけです。私有地ではないのです。やはり公の土地という形で、ただ管理が動力不足で昔のようにないということで、もしこれが堆積してそのまま放置すると、断面的には水がそこから入ることになっています。

それがパンクして人家に流れ込むと、本体のため池には行かないということが起こりますので、ぜひ調査をしていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

自然の形状や様々な地域の実情などにより、導水路の必要性や利用価値とか、今言われるような危険性といったようなものもいろいろ様々だと思います。実態を把握するための調査をするといたしましても、どういう手法が可能なのか、また、調査結果をどのように評価し、どこまで、どういった対策を取れるのか、やらなければいけないのかという部分、いろいろな課題が出て来ると思います。本格的な取組みには膨大な費用が必要になることは明らかですので、その辺も十分考えながらため池の問題と同様に、いろいろと知恵を出し合いながら良い方法が見つけられればと思います。もし何か良い案がありましたら提案いただければと思います。

よろしくをお願いします。

○議長 星 正彦君

久保田正之君。

○10番 久保田 正之君

そう大きく、実際今のところは機能しているところがほとんどだろうと思います。従って、導水路の上流からどんなふうの流れで行っているのかという形の、これは農事組長さんでも自分ところの地元の導水路の見取り図でも書いていただいて、それを一辺土木の方で歩いて行っていただくというものがいいのだろうと。

導水路は素堀が多いわけです。そして山の中腹とか農家を走って本体に流れ込んでいるか

ら、それが潰れると下に人家があるから苦情が出るのは間違いないのです。その時に手入れが悪いとか、そういう言い方をするとまずい面が出て来るから、私は今この時期に、雨期に入る前に、今丁度良いのではないかなと思ったから質問をさせていただいたわけです。

導水路のあるところは、あまり大きくないのです。全てではないから導水路のあるところは状況を把握しておく必要があるかと思います。

そういうことで、大がかりに金掛けて、時間掛けてではなく、これは見取り図でも何でもいから各組合でも管理しておる営農組合でも見取り図で出してもらって、それを一度歩いてもらえば、これはこういうことになっているのかということだけで十分だろうと思います。

あまり難しいものでなく、簡単にすぐ出来るのではないかなと思っておりますので、ぜひ土木の方で研究してもらって把握してもらえばありがたいなと思っております。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

まずは、これもため池と同様、導水路の現状把握をさせて下さい。そのため池及び導水路に最も近い農業されている従事者の皆さん方の意見も聞きながら知恵を出し合って、今後対応して行きたいと。また、もしこれが国の農業整備事業か何かに乗るのであれば、そういった国の予算もいろいろなメニューがあるかと思います。今はちょっと分かりませんが、そういったものも含めて調べて行きたいなとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上で久保田正之君の質問を終了します。

次に、8番議員 鯉坂省治君の質問を許可します。

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

通告に従いまして一般質問をいたします。

公共施設のトイレ改善についてと、児童支援についての2点を質問いたします。

近年、全国的に公共施設、小中学校のトイレの洋式化が更に加速しています。文部科学省の公立小中学校のトイレの状況調査では、平成28年4月1日によると、全国の公立小中学校のトイレの全便器数は約140万個、その内洋便器数は61万個、洋式率で言うと43.3%、和便器は79万個で和式率は56.7%と、洋便器の方はまだ若干少ないようです。

平成27年度に町内6小学校の学校施設の整備問題点などについての調査報告書では、小学校屋内には30%、屋外では0%となっています。

学校のトイレはご存じのとおり一般建物のトイレと比較して実に多くの問題を抱える一方、学校が避難場所となった時に、十分に活用出来るものでなければなりません。

第1に、小学校及び公共施設の洋式化率は現在どれくらいでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

トイレの洋式化率ということをお尋ねですが、これはデータのなものになりますので、教育課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

小学校施設の洋式化率は34.0%です。公共施設の洋式化率は44.8%です。公共施設の内訳としましては、文化体育総合施設が26.8%、公民館とか体育館がある施設です。このスポーツ施設等が26.8%、庁舎が30.8%、総合福祉センターが50.0%、保育所・学童・隣保館・集会所におきましては67.7%、葬斎場・衛生センターにつきましては、44.4%というふうになっています。以上です。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

小学校で34%、若干上がっていると思います。

次に、家庭のトイレの洋式保有率が現在89.6%とすごく高いところであります。学校の洋式化が遅れていることが分かります。

記事によりますと、学校トイレ研究会が全国の公立学校の校長先生に対して調査を行っていますが、その中で、学校で生徒のために改善が必要な場所はどこですかという質問に対して、公立小中学校からの第1の解答の中で1番高かったのは59%ということでトイレです。トイレの改修が1番の問題になっているようです。

学校のトイレと言えば、洋式に慣れているという生徒が多いので、和式では用を足せないこどもが少ないことも容易に想像がつかます。更に避難所となった場合を考えると、高齢者が多く避難することを考えれば、今は洋式化が必要になってくるのではないかと思います。洋式化を急ぐべきではないかと思えます。

次に、第2に学校のトイレの床の乾式と湿式の割合はどのくらいでしょうか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

乾式の割合は1.3%です。湿式の割合は98.7%となっています。以上です。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

まだまだ乾式の床というのが少ないようです。なぜ、乾式の床が必要かというのと、やはり感染予防の観点からインフルエンザやノロウイルス、これは特に小中学校はものすごく多いです。先日もノロウイルス、これはトイレとは違いますが、そういう集団感染を予防する上でトイレの乾式の意向も重要ではないかと思えます。湿式ですとデッキブラシなどで掃除すると水しぶきに混じってウイルスが飛散して、感染の危険性が高まるということが言われております。

次に、児童達の便秘や健康状態の把握も重要です。そして洋式化のメリットとしてはこどもの健康障害やストレス対策にも繋がるとの指摘もあります。さいたまの私立病院小児科部長が学校のトイレ研究会の研究誌のインタビューで、学校のトイレが汚くて行く気になれず排便を我慢しているこどもがいるということです。和式にカルチャーショックを受けて、筋力が無くしゃがむことが出来ないこどもも便秘が重症化するなど、健康への影響があること、和式便所は排泄物が飛び散る形状であることで衛生的にも、洋式よりも課題があります。

洋式化を求めて学校のトイレ使用について、第3に、こどもの健康障害とトイレの関係で感染対策はどのようにされているか。

**○議長 星 正彦君**

教育課長。

**○教育課長 筒井 英和君**

お答えいたします。

こどもの健康障害とトイレの関係で考えられることは便秘等の問題ではないかと思っております。こどもが便秘になる原因としては「トイレに行けない雰囲気」、特に男の子なんかは大便に行くのが、周りの子に分かってしまうというようなことで、僕らも小さい時にそういう経験をしておりますので、そういう問題で行きにくい雰囲気で我慢すると。それから「トイレが汚い」、先程議員が言われましたように「洋式トイレがない」などが考えられます。そこから慢性的な便秘になるというようなことが考えられます。

また、感染症対策としては、トイレの構造を乾式にすることや手洗いは自動水洗にして、なるべく人と触れないようにする、これが感染を防ぐということで望ましいと考えております。

鞍手町の現状としましては、まだまだこの辺が不十分な面がございますが、こどもたちが健康で安心して使用できるトイレの環境整備に向けて今後検討してまいります。以上です。

**○議長 星 正彦君**

鯨坂省治君。

**○8番 鯨坂 省治君**

こども達が安心して使える綺麗なトイレ、そういうのを目指してやってもらいたいと思えます。トイレ使用に際して、先程ありましたが児童生徒がからかったり、ふざけたりしないように、それも学校の中で指導するようにするのが大切ではないでしょうか。

次に、トイレの洋式化について住民や児童生徒の保護者からもかなり要望が出ております。

特に小学校の教育現場での施設環境は最も古い小学校では鞍手町では40年以上経過しております。各学校で施設が古いということで児童生徒に快適な環境を提供出来ないことが決してないように、老朽化に対する改善を継続して図ることをお願いしたいと思います。

それに対して第4に、今後の改善計画について町長にお聞きします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

改善計画につきましては、今後、公共施設全体を考える上で、トイレに関しましても検討してまいります。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

トイレの改善にもやはりお金が掛かりますので、いろいろな国の補助金等があると思います。そういうのを研究されて、ぜひ早急に改善の方をお願いしたいと思います。

次に、児童支援についてです。

就学援助入学準備金の要保護世帯、準保護世帯に対して3月の支給が全国的に多くなる中、鞍手町ではまだお聞きしたところ、入学後の支給となっていると聞いております。

制服やカバン等、入学時にまとまったお金が必要になってきます。これまでの入学の支給では間に合わない、3月支給でないと間に合いません。中学校の男子の制服だけでも冬、夏、聞いて見ると5万円ぐらい掛かります。女子ではもうちょっと高く6万円以上掛かるとお聞きしております。

第1に、就学援助入学準備金の3月支給に対してのお考えをお願いします。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

就学援助の認定につきましては、本来で出来得る限り直近の経済状況により審査する必要があり、本町ではおっしゃいましたように4月中に申請を受け付け、6月1日の課税決定を待って審査・決定を行い7月初旬に1学期分の学用品費等の援助費と共に入学準備金を支給しています。入学準備金を入学前の3月に支給するためには、申請時期を大幅に早める必要があります。その際、就学援助の認定に用いる所得は認定年度の前々年度のものをすることになります。世帯の直近の経済状況を反映しているとは言えないと考えます。以上のことから、現在のところ入学前に入学準備金を支給することは考えておりませんが、議員のおっしゃることは理解出来ます。そこで今後近隣の市町の状況も見ながら出来得る限り支給時期を早められるように検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

近隣では3月支給ということもされております。そちらの方もいろいろと聞かれて、鞍手町でも少しでも早く支給の方を早めていただきたいと。7月ではちょっと遅いかなという考えがありますのでぜひ検討されてよろしく申し上げます。

次に、学童保育についてです。

新聞の記事で学童保育低所得層は無料、福岡県方針で運営を市町村に助成するという記事が出ていました。福岡県は生活が困窮している家庭を対象に、新年度から小学生の放課後児童クラブ、学童保育の利用料を減免する方針を固めたということです。学童保育を運営する市町村と協議し、対象世帯は原則無料にしたいという考えです。経済的事情でこどもが学び、育つ機会を失うものを防ぐとともに、保護者が放課後の時間帯も仕事をしやすい環境を作る。

利用料を減免するのは、住民税非課税の低所得世帯や就学援助を受けている世帯。県は市町村に学童保育費の半額を上限に助成する方向で、2017年度予算案に約9千万円を計上しています。市町村の6割程度は利用料を減免しており、県は残る市町村にも促しています。

九州では、大分県と長崎県が生活保護世帯などを対象に利用料の減免措置を取っています。低所得者の無料化を県全域に広げるのは全国でも珍しいとなっています。

学童保育を利用する児童は全国的に増えており、15年度に初めて100万人を超え、福岡県では15年度には5万2千人を数え、5年間で1万人を超えています。一方で毎月2千円から7千円、これは町によって違うのですが、利用料の支払いが負担になっています。利用を諦める家庭も出ております。

第2に学童保育の助成に対する考えを町長にお聞きします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず、学童保育の助成につきましては、支援員などの学童関係者と担当課で設置する「放課後児童健全育成事業者連絡会議」において、昨年9月より協議を進めてまいりました。

具体的には、各所ばらつきのあった開所時間、延長保育時間及び一時保育等のサービスを統一した上で、保育料を、一般世帯は、1人目5,000円、住民税非課税世帯と、ひとり親家庭の課税世帯は、同3,000円、生活保護世帯と、ひとり親家庭の非課税世帯は、同2,000円、兄弟児など2人目以降の多子軽減措置として、それぞれの半額と設定しております。平成29年4月の保育料から適用することとしております。

なお、この減免措置による保育料収入の減額部分につきましては、各放課後児童クラブの収入に影響が生じないように、委託料において補てんした形で、当初予算に計上させていただいているところでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

統一されたので、今までばらつきがあった児童保育、学童保育の統一の面で、そういうふうにされたということは大変いいことです。

こういう記事にもあったように、県の方からも助成金が半分出ます。ぜひ、今最低でも2千円ということですので、町の方で無料化に向けてやっていただきたいと思います。

最後に町長の答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

出来れば、本当に言ったら全部、全額無料と言いたいのですが、まだまだ今のところは非常に厳しい財政状況でありますので、今、一生懸命取り組んでいます、この町を儲けさせるというのが私の政策でありますので、これが花咲く頃には何とか軽減出来る時が来るのではなかろうかなと、それを目指して頑張っていきたいとそのように思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上で鯨坂省治君の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際、休会についてお諮りします。

明日7日を休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日7日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 14時36分

平成29年鞍手町議会第2回定例会会議録（第3号）						
平成29年 3月8日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成29年 3月8日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成29年 3月8日 午後3時51分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	出席 12人	5	竹内利一	出欠		
	欠席 1人	6	田中二三輝	出欠		
	欠員 0人	7	星 正 彦	出欠		
		8	鯨坂省治	出欠		
		9	栗田幸則	出欠		
	10	久保田正之	出欠			
会議録署名 議員	13	須藤敏夫		1	熊井照明	

職 務 出 席	議会事務局 局長	渡辺智文	出欠	議会事務局 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	守田純子	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					



## 平成29年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月8日 午後1時開議

### 第3号

- 日程第1 議案第1号 鞍手町過疎地域自立促進計画の変更
- 日程第2 議案第2号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第3号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第6号 鞍手町公共施設改築事業引当基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第7号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第8号 鞍手町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第9号 鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第10号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第11 議案第11号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第12号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第13号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第14号 平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第15号 平成29年度鞍手町一般会計予算
- 日程第16 議案第16号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第17号 平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議案第18号 平成29年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第19 議案第19号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第20号 平成29年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第21 議案第21号 平成29年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第22 議案第22号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
- 日程第23 議案第23号 平成29年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第24 議案第24号 鞍手町総合福祉センターの指定管理者の指定
- 日程第25 議案第25号 地方独立行政法人くらて病院 第2期中期計画の認可

平成29年3月8日（第3日）

開議 13時00分

○副議長 久保田 正之君

本日は議長が欠席のため、地方自治法第106条 第1項の規定により、副議長の私が議長の職務を行います。

これから本日の会議を開きます。

尚、本日の会議は地方独立行政法人くらて病院、柴田事務局長にオブザーバーとして出席をいただいておりますので報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第1号 鞍手町過疎地域自立促進計画の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第1号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第1号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第2号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回の鞍手町庁舎等建設検討委員会ですが、委員構成、この委員会の進め方等をどのように考えているのかを教えてください。

○副議長 久保田 正之君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

委員構成といたしましては12名を予定しております。構成としては、住民代表の方が4名、商工業者代表の方が1名、町内誘致企業の代表の方を1名、農協の代表の方を1名、農業団体の代表の方を1名、社会福祉協議会の代表の方が1名、女性団体の代表の方が1名、町の執行部から1名、議会から議員さんを1名予定しております。

進め方といたしましては、29年度になりましたらこの検討委員会を立ち上げまして、病院の構想の検討委員会がありました、そのような進め方で進めたいと思っております。

要綱はまだ作成はしてありませんが、早急に作成して進めていきたいと思っております。

以上です。

○副議長 久保田 正之君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

委員構成についてですが、住民代表が4名というふうにあります、これは公募で行うのですか。

○副議長 久保田 正之君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

今のところは公募ということは考えておりません。以上です。

○副議長 久保田 正之君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

町の拠点となる場所ですから広く住民に周知というのも、また意見を出してもらえる場というのを、やはり関心のある方がたくさんおられるだろうと思いますので、公募を考えていないということは、どういうふうを選ぶのですか。町から指名して、あなた来て下さいよということなののでしょうか。公募にした方がいいのではないのでしょうか。

○副議長 久保田 正之君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

住民代表4名としましては、一応区長会からお願いしたいと思っております。以上です。

○副議長 久保田 正之君

他にありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

区長会から4名ということも一つの方法ではあると思いますが、区長さん自体はそれぞれの地域の代表でもありますので、そういう意味では住民の代表というふうに言えるかも知れませんが、むしろ一般の方からも枠を設けて公募ということも、今回この庁舎に関しては必要ではないかなというふうに思います。というのは、これはごくごく一般の人達が普通に使う公共施設でもありますので、様々な意見をお持ちの方がいると思います。そういった意味でもやはり公募枠というのは必要ではないかなと思いますがいかがですか。

○副議長 久保田 正之君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

住民代表4人にしましたが、今岡崎議員が言われますように地域の代表ということで区長さんをお願いということは今のは考えています。

今、宇田川議員も岡崎議員もそういうふうに言われましたので、今後、もう一度検討して住民代表を決定したいと思います。以上です。

○副議長 久保田 正之君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

委員構成はそのようにできればお願いしたいと思います。

この検討委員会の中で話をするよりも以前に一般の住民の方達に、今後庁舎の建て替えを検討するという事で、まず住民の人達に周知する意味で鞍手町の何箇所かで説明をして、そこで広く住民の方達がどういう考えを持っているかというのを聞くという場を設けて、それからこの検討委員会の中でその意見を拾いあげた上で検討していただくと。ごくごく12人程度の人数の方達で検討するというよりも、庁舎のことですから多くの方達の意見の集約した中で私は検討していただきたいというふうに思うので、まずそういった説明会を開催するという事はいかがですか。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

その辺のところもひっくるめて、まずはこの庁舎の検討委員会ですが、病院もそうだったのですが、まずはどこに建てるかという、その辺のところからスタートになろうかと思えます。そういう意味においては検討委員会の中ではどこに建てるかという一点に絞っていききたいとそのように考えております。ですから、検討委員会を作るにあたって、その内容をホームページ等で公表して、その中においてご意見なり要望がございましたら書いて下さいというような形を取っていききたいとそのように思っております。以上でございます。

○副議長 久保田 正之君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

ホームページ上でお知らせするのもいいのですが、鞍手町自体は33～34%が65歳以上の高齢者になっています。ですからホームページを見られる方というのは、やはり限られた層の方達になってしまうのです。そういった意味で80歳の方でも15歳の方でも、私は20歳以上とかそういうのに限らず、これから鞍手町に住んでもらう方ですから、中学生でも高校生でも私はいいと思います。

町長が検討委員会で場所に絞ってと言うのであれば、なおさらどこか良いかというようなことを広く住民の方達に聞いた上で検討していただくということが私は住民に愛されるというか、住民の人達から親しまれる庁舎になるのではないかというふうに思うのです。

ですから、機能の面にしても、もちろん行政の中心的な機能になるわけですが、それよりももっと幅広い意味での役場、庁舎という考えもひょっとすればあるかも知れません。そう

いった新しい発想も住民の方達の中には十分お持ちの方も私はあると思いますので、ぜひとも検討委員会を開く前に、まず一度住民の方達に役場の建て替えをしたいと、そういうことから、皆さんにご意見を伺いたいということで私は説明会をしていただきたいと思います。もう一度答弁をお願いします。

○副議長 久保田 正之君

町長

○町長 徳島 眞次君

要望として承っておきます。以上でございます。

○副議長 久保田 正之君

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第2号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第2号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第3号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第3号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第3号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第4号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第4号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第4号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第5号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第5号は総務文教委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第5号は総務文教委員会に付託することに決定しました。  
次に、日程第6 議案第6号 鞍手町公共施設改築事業引当基金の設置、管理及び処分に  
関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

この基金は庁舎建替に伴う財源を確保していくということからの条例改正だろうと思いま  
すが、計画として、例えば毎年どのくらい基金を積み上げていって、最終的にはどのくらい  
の基金を庁舎建替に充てるのかという計画を持っているのであれば教えて下さい。

○副議長 久保田 正之君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

今のところ平成29年度で1億5千万、平成30年度で1億5千万、合わせて3億円を積  
み立てる計画を立てております。以上です。

○副議長 久保田 正之君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

全体の、今回国の補助金がつくようになっていますが、9割起債が充当されて、あと交付  
税措置が30%ぐらいだったと思いますが、全体の事業費を大体どのくらい見込んで、その  
内の2年間で3億を貯めていくということを考えているのかというのを教えて下さい。

○副議長 久保田 正之君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

国の市町村役場機能緊急保全事業につきましては、充当率が90%、そして残りの10%  
が基金を活用しなければならないという条件になっております。逆算すると3億円貯めてお  
けば30億円までの事業は対応できるということになると思います。以上です。

○副議長 久保田 正之君

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第6号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第6号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第7 議案第7号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回の税条例の改正に伴って、住民にどのような影響が具体的に与えられるのかというのを教えて下さい。

○副議長 久保田 正之君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田隆一君

お答えいたします。

今回の改正につきましては、消費税率の引き上げ時期に合わせて、まず大きなのは自動車取得税の廃止とそれに伴う環境性能割の導入ということが大きな点になっております。

この分につきましては自動車取得税が廃止になって、その代わりに環境性能割ということになりますので、基本的には住民の方には直接の影響はないというふうに考えております。以上です。

○副議長 久保田 正之君

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第7号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第7号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第8 議案第8号 鞍手町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

委員を13名から14名にする理由を教えてください。

○副議長 久保田 正之君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

現在、委員は13名となっておりますが、今回子育て支援事業に従事する者として鞍手乳児員施設長を新たに委員にするために1名増員ということで、今回条例の改正を出させていたいただいております。以上です。

○副議長 久保田 正之君

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第8号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第8号は民生産業委員会に付託することに決定しました。次に、日程第9 議案第9号 鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第9号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第9号は民生産業委員会に付託することに決定しました。次に、日程第10 議案第10号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の26頁をお開き下さい。

2款 総務費について、26頁から33頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、32頁から43頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

35頁の公立保育所の賃金が1,540万円ほどの減額になっています。かなりの額になっていますがその理由をお尋ねします。

○副議長 久保田 正之君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

賃金につきましては、当初嘱託保育士23名と予備1名の24名分の予算を計上させてい



ただいております。その中で、現在嘱託保育士は22名であります。

また採用を4月から予算を取らせていただいておりますけれども、途中からの採用となった者もおりますので、その分としまして未執行分が2人、その分で今回かなり大きな金額をマイナスで補正させていただいております。以上です。

○副議長 久保田 正之君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

保育士さんの数というのは預かる幼児、又は児童の数に応じて規定が決まっていると思うのですが、急に保育士さんが辞められた時点で、その規定を満たすことができなかつたとか、そういう状況になったことはなかつたですか。

○副議長 久保田 正之君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

それ自体は発生しておりません。規定分につきましては、必ず保育士は規定を満たしております。以上です。

○副議長 久保田 正之君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

37頁の保育所私立のところの障害児保育事業補助金が90万減額になっています。これは予算全額が不要となっていますが、理由をお尋ねします。

○副議長 久保田 正之君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

この予算につきましては、町内私立保育園におきまして障害児の受け入れがあった場合に助成をするために予算を組んでおりますが、今年度につきましては、障害児の受入れがないということで、今回全額を落とさせていただいております。以上です。

○副議長 久保田 正之君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

37頁の委託料ですが、福祉人権課児童人権係の委託料が24万8千円ほど減額になっています。この理由を教えてください。

○副議長 久保田 正之君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

放課後児童健全育成事業費の委託料ということかと思えます。放課後児童クラブに対しまして補助金を助成しておりますが、この中におきまして障害児受入推進事業、全ての3学

童保育所がありますが、どこも全ての所が受入れができるということで、当初予算は全てを対象になるということで予算を計上させていただいておりましたが、障害児受入推進事業につきましては、西川、古月学童で今回受入れがないということ、そういったところから補助金に該当しないものにつきまして、今回落とさせていただいております。以上です。

○副議長 久保田 正之君

他にありませんか。

次に進みます。

6款 農林水産業費から8款 土木費について、42頁から51頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

47頁の商工費のECサイト構築支援補助金が20万減額されています。予算は10万ほど使われているようですが、何件ぐらいの件数構築、申込みがあったのかお尋ねします。

○副議長 久保田 正之君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

申込み件数は1件で10万円です。以上です。

○副議長 久保田 正之君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

49頁、橋梁維持費の設計測量委託料と調査業務委託料が1,500万と1,190万ほど減額になっています。これは当初予算からすると、当初予算が1,900万と1,700万ぐらいでかなり大幅な減額になっています。その理由をお尋ねします。

○副議長 久保田 正之君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

お答えいたします。

橋梁の長寿命化に伴う本年度の工事計画に大幅な変更が生じたので、その内容も合わせて説明させていただきたいと思っております。

まず交付金の配当額が、当初予定では事業費の60%を予定しておりましたが、実際配当があったのが49.8%とかなり低くなりました。このため予定していた事業を全て行うことが難しいという状況になりました。

続きまして、工事費用の概算についてですが、国の指導によりまして平成24年から25年にかけて橋梁の調査を行っております。コンサルに委託して調査をいたしまして、その結果から改良等に必要の概算の数値が示されておりました。その数値を今回予算の基礎数値に使っております、第2新延橋については約2千万円ぐらいでできるという予定でありまし

た。この時の調査というのは、遠望目視による調査ということで、遠目に見て調査をする方法でしたので、その後、平成26年に近接目視による調査をもう一度やるようにということで、国から指導が入りまして昨年と今年度行っているわけですけれども、それをやった時にかなりの金額の差が出ました。第2新延橋については、当初2千万円の予算の工事費で組んでいたわけですが、実際に工事発注前に、福岡県の建設技術情報センターの方に依頼をしまして再積算をしていただいた結果5,400万程度と、かなり2倍以上の額になりまして、工事費としては6千万円しか全体で見えていませんでしたので、本年度は第2新延橋の工事を確実にやるということしかできないだろうと、他にもあと5橋の予定をしていたわけですが、それは取り組むのが難しいと判断をいたしまして、事業の進め方を変更いたしました。

このことによりまして、残りの5橋はどうするのかということになりますが、それは来年度、新年度、29年度で3橋、更に次の年に2橋実施するというふうに考えております。

この設計額の補正の件ですが、この設計額1,900万円の当初予算を組んでおりましたが、本年度予定しておりました6件の橋梁の改良工事が終わった後に行う工事、これが9本一応考えておまして、その分の設計を今年度中に行おうと、来年度以降に使おうというふうに思っていたわけですが、今年度ちょっと状況が変わって、今年度やる分が先送りにする形になりましたので、その設計は、実際にやる年の前年度ぐらいにやらないと、今の時点でも設計としては状況が変わるということで、その分はやらないことになりました。それでこの1,500万円の減額になっております。

1,900万から1,500万減額しておりますので、400万円はどこで使ったかということになりますが、これは第2新延橋の再積算と、工事の管理を建設技術情報センターにお願いいたしましたので、それで369万4千円程になっております。一応1,500万円だけは今の時点で減額にさせていただいたということがあります。

それから調査業務の委託料ですが、これは建設目視による橋梁の点検152橋分ですが、今年度行っております。それに掛かる費用、当初の見積りではコンサルから出た見積りを基本にして1,700万円の当初予算を組んでおりましたが、これにつきましては、この調査業務と第2新延橋の再積算の関係もあったのですが、それと合わせて建設技術情報センターの方が受託をしていただけるということになりまして、かなり安く507万4千円の委託費で請け負っていただくことができたということで約1,200万円ぐらいになりますが、これは減額することにいたしております。

あと、橋梁関係の工事費なのですが6,000万円の予算を組んでおまして、当初の契約額が4,752万円でしたので約1,200万円残っている計算になりますが、若干の契約変更等が約200万円から300万円の範囲で出そうな状況で、まだ工事は進行中ですので、今回の補正には上げておりません。ちょっと長くなりましたが以上でございます。

○副議長 久保田 正之君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

一番最初の説明のところ、交付金が60%から49.8%に下がったと、ここから始まって全部が変わってきていると思うのですが、まず、どうしてこの交付金の60%が49.8になったのか、それは国の都合なのでしょうが、考えられる国の都合というのはどういうことかお尋ねします。

○副議長 久保田 正之君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

この社会資本整備の交付金を使って行う事業の要望が全国的に多かったということが一番の要因で、全体的に圧縮されたということがあります。

先日、来年度の分についても予定の連絡があったのですが、原則60%ですけれども、来年度は55.55%ということで予算措置をお願いしますという連絡を受けております。

以上です。

○副議長 久保田 正之君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

同じく49頁ですが、西川改修事業負担金は今の説明の中にあつたのか分かりませんが、ここは全額不要になっているのですが、その理由はなんですか。

○副議長 久保田 正之君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

この西川改修事業負担金につきましては、たぶ木橋の改修に伴う平成28年度の負担金全額を、今年度は事業が進みませんので、今年度分の負担金を全額ここで減額しております。

ただ、先日県の方から連絡がありまして、橋梁の改修に伴う周辺の方との上手くいってなかった話が調いましたと、それで工事の方に取り掛かりたいので、平成29年度の内には何とか完成する方向でやりますということで連絡を受けておりますので、具体的な数値が固まりましたら、また新年度補正予算等で上げさせていただくことになろうかと思えます。

○副議長 久保田 正之君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

9款 消防費から12款 公債費について、50頁から55頁まで質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。

12頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

12頁から25頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

23頁、財政調整基金の繰入金を2億ほど減額しています。昨年度に比べれば、この時点で大きく減額をされて、今のところ繰入が1億9千万ということになっていますが、今後の予測でかまいませんが、出納閉鎖までの間に、これは基金自体は3月末で閉鎖されるのですが、この1億9千万円については更に減額ができる可能性があるのか、この辺が限界なのか見込みでかまいません、お尋ねします。

○副議長 久保田 正之君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

この1億9千万円の今後の見込みなのですが、ある程度は圧縮できるというふうには見込んでおります。具体的にこれが0になるのかというところは微妙な状況です。以上です。

○副議長 久保田 正之君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第10号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第10号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第11号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第11号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第11号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第12号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第12号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第12号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第13号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第13号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第13号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第14号 平成28年度鞍手町地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第14号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第14号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第15号 平成29年度鞍手町一般会計予算を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

予算に関する説明書の56頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について56頁から109頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

#### ○4番 宇田川 亮君

63頁の駐在員・連絡員事務費がありますが、近年段々区から外れる方が増えていると、また駐在員自身もなり手がいないという問題が深刻化してきているのです。その中で今まで

どおり駐在員手当、それから連絡員手当というふうに組んでいますが、配り物さえできないということもたくさんあって、区から抜けたら役場の方から配り物を持っていったりとか、郵送したりだとかということもしないといけないのではないかというふうに思いますけれども、今の現状等をどういうふうになっているか分かりますか。加入率等も分かりますか。

○副議長 久保田 正之君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

この見込額につきましては、一応4, 800世帯で出しておりますが、実際の加入世帯かと言われたら、これよりも少ないかと思っております。はっきりした加入世帯というのは、今資料を持ち合わせておりませんので、お答えはできません。以上です。

○副議長 久保田 正之君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

実際今までどおり、予算ですから数字を組むのは当たり前なのですが、それで加入率が減れば減るほど町の予算も膨らんでくるということにもなるのではないのでしょうか。加入されていない方に対する配布物等は どういうふうにされているのかも合わせて教えて下さい。

○副議長 久保田 正之君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

加入されていない方に、こちらから個人送付というのはしておりません。公共施設等に広報等の配布物というのは置いておりますので、また総務課の窓口に取りに来られる方もいらっしゃいますので、加入されていない方に対してこちらから送っているところはございません。以上です。

○副議長 久保田 正之君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。

区長会の方で聞いた話なのですが、配布物を区長がなかなか仕分けして配るのも大変ということもあって、役場の方から直接組長さんの方に仕分けして配ってもらえないだろうかというような、そういう検討も若干しているというような話もちらっと聞いたのですが、逆にそういうことをしないと、今から区が成り立たないようになってきている部分はあるのです。その点については分かれば教えて下さい。

○副議長 久保田 正之君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

今地域コミュニティにつきまして、そういう検討はしております。現在、はっきりこちらの方から連絡員さんに直接渡すというのは今のところ実現はできません。今、計画の中で、先程も言いましたように地域コミュニティを検討しておりますので、その中で配布物に関しましても、今、宇田川議員が言われますように連絡員の方が配布が月三回あり、それが負担であるということは耳にしておりますので、今後検討していきたいと思っております。以上です。

○副議長 久保田 正之君

他にありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

81頁の移住定住事業費として30万上がっています。これは赤れんがのことだと思うのですが、これについて中身を教えてください。

○副議長 久保田 正之君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

この事業費につきましては、赤れんがの運営等にするものですが、内容としましては平成28年度につきましては、体験講座などを8講座行っております。それがショートステイも2件あります。それから講演会等も行っております。こういう事業を行っていく上でこの維持管理費等の委託という形になると思います。以上です。

○副議長 久保田 正之君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

委託先はどなたか、どちらになるのですか。

○副議長 久保田 正之君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

いま実施母体でありますコミュニティハウス赤れんがという組織ができておりますので、そちらの方をお願いを予定しています。以上です。

○副議長 久保田 正之君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

83頁、シティプロモーション推進事業費は、博多駅に行って鞍手町の名を売るというようなことも含めた事業費ですけれども、この効果はどういうふうに考えていますか。

○副議長 久保田 正之君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君



具体的に効果を数値で表すとなりますとなかなか難しいとは思いますが、ただいろいろなメディアとか、このシティプロモーションを例えば博多駅前ですることによって十分鞍手町のピーアールには繋がっているというふうに考えておりますので、この事業については29年度も引き続きピーアールは行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○副議長 久保田 正之君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

続いて同じ83頁の定住促進奨励金交付金事業費で、これまでの実績、今年度の予算でどのくらいを見込まれているのかというのを教えて下さい。

○副議長 久保田 正之君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

まず実績数字ですが、25年度から28年度までの実績数字としましては、約1,465万6千円です。これが4ヶ年度の実績です。

効果としましては、これまで4年の中で転入世帯が89世帯、転入者数が287名というふうになっています。以上です。

○副議長 久保田 正之君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回の予算、今までの転入世帯が89世帯と言われましたか、287名転入されて来たということで、今年度の予算が上がっていますが、奨励金1,767万円というふうに上がっていますが、どのくらいの転入なりを考えているのかというのを教えて下さい。

○副議長 久保田 正之君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

29年度の見込は47件、301万4千円を見込んでおります。以上です。

○副議長 久保田 正之君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

次に、賃貸住宅家賃補助事業費は新たにということですが、これの中身について教えて下さい。

○副議長 久保田 正之君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

賃貸住宅家賃補助事業は大きく分けまして、新婚住宅、新婚世帯に対する家賃補助、それから子育て世帯に対する家賃補助の2点です。

新婚世帯につきましては、婚姻から6か月以内を対象に夫婦の年齢が75歳までの世帯に一月2万円の家賃を補助するようにしています。

子育て世帯の家賃補助につきましては、未就学児と同居する世帯につきましては、同じように1月2万円を上限に補助するようにしています。以上です。

○副議長 久保田 正之君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

それで、今年度60万円の予算を組まれています、単純に見れば分かりますが、30件ということ何でしょうか、内訳、新婚世帯、子育て世帯をどのように考えているのかを教えてください。

○副議長 久保田 正之君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

今年度は10月1日以降ということで6ヵ月間ですね。対象件数10件を見込んでおります。以上です。

○副議長 久保田 正之君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

先程質問にもありましたシティプロモーションの推進事業ですが、業務委託料として155万、シティプロモーションの事業の補助金として100万円上がっていますが、その業務委託料の委託先と事業等の補助金の中身についてお尋ねします。

○副議長 久保田 正之君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

委託料の主なものにつきましては、町の公認サポーターであります山本華世さんへの来年度も公認サポーターとしてお願いする費用が100万円ほど入っています。

補助金の方のシティプロモーション事業等補助金につきましては、これは29年度新しく取り組む事業でございます。これにつきましては、これまで町内の町づくりをされている団体につきましては、その事業につきまして一定の要件を設けまして補助していこうという事業費でございます。以上です。

○副議長 久保田 正之君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

事業委託料は山本華世さんが100万円と、残りの55万円はどこに委託するのかと、新しく設けました補助金の町づくりの対象となる個人なのか団体なのか、どのようなところに補助金を提供するのかをお尋ねします。

○副議長 久保田 正之君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

先に補助金の方の説明をさせていただきたいと思います。

この補助金につきましては、一応初年度がその事業される事業の5分の4程度20万円を上限として考えております。2年目が5分3で15万円、3年目が5分の2で10万円、一応3年を区切りとしてこの補助事業を考えております。この対象事業としましては、町をピーアールして行くために必要と認められる事業、それから町づくりに必要と認められる事業と町民が受益者となる公営的な事業など、いろいろ審査項目を設けまして審査を行っていくというふうに考えております。内訳は具体的にはあれですが、平成29年度もクリスマスマーケット等に伴うピーアール活動の委託料、それから真ん中鞍手コンサート等に委託料を計上しています。以上です。

○副議長 久保田 正之君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

シティプロモーション事業等の補助金については、町をピーアールしたり、町づくりをしたりということ、いい事業ではないかなと思いますが、要綱も当然できると思いますし、これに該当する事業がどういう事業かというのを今後定めて行くことにはなるのですが、審査するに当たって申請すればOKなのか、申請したけれども対象外となって出ないとか、その審査するところは、どこがどのようにして審査をされるのかをお尋ねします。

○副議長 久保田 正之君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

この補助金の申請に当たる審査会としましては、一応町長をトップとしまして、庁舎内の中で、主に課長職などが中心となって審査会を設けて行く予定でございます。以上です。

○副議長 久保田 正之君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

先程も質問がありました同じく83頁の賃貸住宅家賃補助事業です。

受ける側の対象者は新婚家庭だとか子育て世代ということで答弁がありましたが、この対象となるアパートについてはどのようなアパートに住んでいると対象になるのか、例えば、築年数がどれぐらいのアパートなのか、間取りがどのようなアパートなのか、とにかくアパートであれば何でもそういう若い世代だとか、新婚世帯の方達が住んでいると対象になるのか、

そのアパートはどのような所になりますか。

○副議長 久保田 正之君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

アパートの面積要件とか築年の要件というのはございません。民間賃貸住宅であれば全てOKとしていますが、ただ親族等が経営するものに入るというケースもあると思います。それは三親等以内は駄目ですよというふうには規定をするようにしています。以上です。

○副議長 久保田 正之君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

町長自身もアパートをお持ちになっていますね。私も店舗をお借りしているわけですが、町長か又は町長の親族か町長の会社か分かりませんが、アパートを数軒お持ちだと思のですが、そのアパートについては、やはりこの要件に入るのでしょうか。

○副議長 久保田 正之君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

今は町長ということでしたが、お聞きするところによりますと法人で経営されているということの問題はないと考えています。以上です。

○副議長 久保田 正之君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

ここでトランプみたいな話をするのも何ですが、要するに利益相反という形がありますね。権力を利用して自分の利益になるような形になるというようなことになるとまずいと思うのですが、法人で経営をしても、その中の代表者には当然町長ですからなっていないとは思いますが、そこにある役員なりなんなりで自分の会社の中の持ち物としてのアパートにそういった補助金を使って対象となる人が入居するということは、具体的にはもう少し簡単にいいと言っていいのかどうか、町長にいろいろと及ばないようにもう少し検討をした上で考えた方がいいのではないかなと思いますがいかがですか。

○副議長 久保田 正之君

副町長。

○副町長 阿部 哲君

ご指摘をお受けいたしまして、一応協議させていただいてしかるべき対応をしたいというふうに考えております。以上です。

○副議長 久保田 正之君

他にありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について108頁から169頁まで質疑ありませんか。  
宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

141頁の放課後児童健全育成事業費ですが、先日の一般質問の中の町長の答弁で、利用料を合わせた上で3千円、2千円というふうに町の方で補助して減免をしていますよというようにお話でしたけれども、担当課に聞けばこれは今年の8月ぐらいから料金を統一しようということで話を始めてということだったのですが、県の方でこの事業をやるように本年度予算で組まれています。それによって半分県が補助するということになります。

県の場合は上限5千円だったと思うのですが、上限5千円半分市町村と折半というようなことでしたけれども、それを含めてすれば3千円とか2千円とかじゃなくて、少ない予算で減免ができるのではないだろうかというふうに考えるのですが、今回のその分の予算については町の単費ではどのくらいに、あと対象者がどのくらい考えられているのかというのをまず教えて下さい。

○副議長 久保田 正之君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

29年度の学童保育の見込人数としましては163人と見込んでおります。これは全体の学童利用をされるお子さんの数です。今回一般質問で町長の方が答弁しました減免をやっていくということで、減免の対象になる件数ですが、課税世帯、非課税、それから生活保護と1人親等をすべて含めまして、今回減免の対象になる児童数につきましては123名。

金額にしましたら保育料の今回減免の対象としましては397万2千円と見込んでおります。以上です。

○副議長 久保田 正之君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

全児童数が163人見込んであって、その内の123名が非課税世帯、又は生活保護世帯、又は1人親家庭ということですか。

○副議長 久保田 正之君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

はい、そうなります。

減免の対象の人数が123人です。

議長、もう一度計算させてもらってよろしいでしょうか。

○副議長 久保田 正之君

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時05分

再開 14時15分

○副議長 久保田 正之君

会議を再開します。

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

先程は失礼いたしました。

もう一度答弁をさせていただきたいと思います。

29年度の学童保育の児童数としての見込163人、そしてその内の減免対象となる児童は64人です。

先程保育料の補填ということで397万2千円と申しましたのは、保育に掛かる費用が大体6千円程度掛かるというところから、鞍手町の基準額が5千円になりますので、全対象として397万2千円程度補填されるということになります。

そして、先程の減免の対象としましては、これは概算という形で、正式な数字ではありませんけれど、大体250万円程度が減免に対する費用、対象となるふうに試算しております。

以上です。

○副議長 久保田 正之君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今64人、この内1人親家庭を除いた数字が分からないのですが、昨年の実績からすれば、恐らく大分多く見積ってあるのだらうというふうに思うのですが、たしかお伺いした時には昨年の実績だけを聞いていたのですが、町が率先して減免をやろうということから始めたお話ですけれども、期を同じくして県の方も減免をやるということで、半分は県が持つと、1人親家庭は除いてですが、非課税世帯と生活保護世帯については上限5千円として半分は県が見ますよというようなことでした。ですから、その分の対象者につきましては、当初予定していた町の単費、持ち出しが半分に減るということですから、減免自体が非課税世帯、1人親家庭が本来なら5千円のところを3千円と、生活保護世帯が2千円にするということですが、県が上限5千円までの減免を認めている、その半分は県が持つということであればもう少し枠を広げても、そんなに対して金額は増えないのではないかとこのように思うわけですが、それも含めてぜひ町長の考えをお聞かせ願いたいのですが、県の枠をフルに使って学童保育に通いやすいようにするという考えに切り換えていただきたいというふうに思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

実は放課後児童健全育成事業者の連絡協議会を月曜日の一般質問でも私申したかと思いますが、その中で一応決めさせてもらっていますので、もう一度そこに投げかけて、今の旨を伝えまして検討させていただければとそのように思っております。以上でございます。

○副議長 久保田 正之君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

127頁の生活支援体制の整備事業委託料が300万あります。これについては生活支援コーディネーターのことだと思うのですが、その委託先と人数をお尋ねします。

○副議長 久保田 正之君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

コーディネーターとしましては1名の配置を考えております。

委託先としましては、鞍手町社会福祉協議会の方を委託先というふうに現在のところ考えております。以上です。

○副議長 久保田 正之君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

これについては以前質問もしたことがあります。社会総合福祉計画の中では、小学校単位の生活支援コーディネーター置くというふうになっています。

取りあえず最初はモデルケースとして、どこかの小学校を単位として1名置くということはいいと思うのですが、今後やはり福祉計画上小学校単位の1名ずつ、あと5名は必要ではないかなというふうに思いますが、そのことについては町長はいかがお考えですか。

○副議長 久保田 正之君

副町長

○副町長 阿部 哲君

今回モデルケースとして考えております。今後は小学校区毎にこういったコーディネーターさん、生活支援員を置くということで、今後、その方向に向けて考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○副議長 久保田 正之君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

前向きに答弁していただいて有り難いのですが、この生活支援コーディネーターというのも子どもからお年寄りまで、あらゆる生活の中で支援をしていくということで、かなりの専門的な知識も必要になります。外に出向いて行っていろいろと話を聞いていったりすることも必要になります。ですから、ある程度いろいろな資格をお持ちの方になっていただくのが

一番良いのではないかなというふうには思うのですが、それもすぐになかなか、例えば、社会福祉士だとか、そういった資格を持っている方もなかなか集まらない傾向にはありますので、やはり事前に社協と相談しながら年次計画を持って補充していくということが必要ではないかなというふうに思いますがいかがでしょうか。

○副議長 久保田 正之君

副町長。

○副町長 阿部 哲君

生活支援コーディネーター体制ですが、誰でもというわけにはいかないと思っております。やはり町内の情勢に精通している方が一番ベストかなというふうには思っております。

議員がおっしゃるように、年次計画を立てて、最初に1箇所だけでも始めて、そして6小学校、校区毎にそういった体制ができればいいなということで、それに向けて頑張っていくというふうに考えております。以上です。

○副議長 久保田 正之君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

続いて129頁です。総合福祉センターの施設費の中に指定管理料が6,600万ほど計上されています。この中には、お風呂の費用も当然含まれていると思うのですが、先日の町長の施政方針の中で、お風呂については29年度中に費用対効果の観点からも閉鎖するというような方針がありました。

この指定管理料の中には、予算上はお風呂の経費、例えばボイラーの燃料代だとか、人件費だとかがあると思うのですが、中にはそういったものは29年度全額分が含まれているのかどうかをお尋ねします。

○副議長 久保田 正之君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

この費用は29年度、福祉棟も全て総合福祉センターという費用で計上させていただいています。

○副議長 久保田 正之君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

とりあえず29年度分は全額あるということですが、施政方針の中でピーク時よりも28.8%の利用率だというふうなことで、費用対効果が合わない、見込めないということで閉鎖するという町長の考えのようでした。

しかし、現在でも、少なくとも5~60人ぐらいの方達が、町外も含めてですが、利用されているようです。正確な数字は掴んでおりません。



鞍手町内の公共施設の中で、例えばこの福祉棟が年間おそらく1万人を超える利用者があると思いますが、それ以上に鞍手町の公共施設の中で利用者がある施設というのがあるのかどうか、町としてはそういうことまで検討されているのかどうかをお尋ねします。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 徳島 眞次君

公共施設と言えば、議員がおっしゃいましたように福祉センターと、あと中央公民館が一番主なものと存じ上げております。それでいいですか。

○副議長 久保田 正之君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

福祉棟よりも利用者の多い公共施設というのはどれぐらいあるのかをお尋ねしています。

○副議長 久保田 正之君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

申し訳ございません、正確な資料を今日はもってきておりませんが、まず中央公民館、体育館におきましては、今言われました福祉棟よりも多くの利用者数はあると思います。

以上です。

○副議長 久保田 正之君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

要するに、ピーク時から28.8%だから費用対効果が合わないということで切るのではなく、公共施設全体の中で福祉棟がどのように使われているのか、また福祉棟の利用されている方々にとっての利用価値、またその意義、又は福祉棟という名前の由来からくる福祉そのものに対する考え方も含めて、費用対効果で一概にこれを切り捨てていいものかどうか、閉鎖していいものかどうかを私は検討すべきじゃないかなというふうに思います。ただただ費用対効果、お金の面で採算が合わないからということだけで、なかなか私は切れない施設ではないかなというふうに思っております。

先程の答弁の中で29年度は予算上満額計上しているということですので、町長の施政方針の中でも29年度中に考えるということですから、そういった利用価値だとか利用者のことだとか、福祉そのものに対する考え方だとか、そういうことを含めて私は検討していただきたいと思いますが、町長いかがですか。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

当然のことながらお金があればいろいろなものに、町民の皆さんに対しましてはサービスというのは広げていきたいと当然のことながら思っております。

ただ、いかんせん福祉センターができましたのが平成12年ですか、ですからもう16～17年になりますか、いろいろな部分において修繕箇所、ボイラーもその中の一つであります。かなりの修繕費等が、私が町長にならせていただいて4年になるのですが、その4年間でもかなり膨らんできております。そういう意味においては、できれば将来的には、私は民間でできるところは民間にお任せして、町民の皆さんが民間の施設を利用する時にはそれなりの補助を出して町民に限ってはですね、利用していただくというふうなことをやれば民活にもなりますし、当然町の負担率も下がるということになるかと思っております。

今後の先行きですが、国の地方交付税を今までの収入面を見てまいりましても、どんどん増えるというのはなかなか厳しゅうございます。そういったこともいろいろ踏まえながら取り組みをしていきたいとそのように思っております。以上でございます。

**○副議長 久保田 正之君**

岡崎邦博君。

**○11番 岡崎 邦博君**

言いたいことはまだありますが他に移ります。

139頁、先程も伺いましたが、障害児保育事業に90万円ほど予算が計上されていますが、今年度については該当する障害児の方の見込みはいかがでしょうか。

**○副議長 久保田 正之君**

福祉人権課長。

**○福祉人権課長 守田 純子君**

お答えいたします。

現時点での見込みとしましては、申込みというか、受入というところはありませんけれど、4月以降、1年の間に途中から障害児の方が申込みをされて、これは町内私立の分ですが、私立が受入をするとなった場合、そのために保育士を増員するという対応をされた場合には補助金を活用していただきたいというふうに考えておりますので、1人分の予算は計上させていただきます。以上です。

**○副議長 久保田 正之君**

他にありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から7款 商工費について、170頁から191頁まで質疑ありませんか。

次に進みます。

8款 土木費から9款 消防費について、190頁から215頁まで質疑ありませんか。

次に進みます。

10款 教育費から14款 予備費について、216頁から275頁まで質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

269頁、学校給食民間委託導入検討委員会委員報酬というのが上がっていますが、これも町長の施政方針の中で第4次行財政改革の中で1回検討したけれども、もう9年経ったからもう一度見直してみましようというようなお話だったと思うのですが、しかし、この時にメリット、デメリットを出して、それ自体が大きく変わってきたのかどうか。先程の福祉センターの福祉棟の件とは違って、明らかに目に見える形でそういうのが変わってきたのかどうか。特に学校給食というのは、安心安全は勿論ですが、食育、地産地消というような大事な部分があるのですが、ただ単に民間委託、当時の検討では確か民間委託よりも今までの給食センター方式の方がお金も掛からなくて良いというようなことでしたが、そういうのが大きく変わったから今度検討委員会を立ち上げるという気持ちになったのかというのを教えてください。

○副議長 久保田 正之君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

今言われましたように、これは民間ありきということではなくて、先程議員が言われましたように9年が経過いたしましたので、この間に民間の事業者も多くの経験等を積んで、今は近隣の市町を見ましてもかなり民間導入が増えてまいりました。それが1点、もう1点は今直営でやっていますが、非常に調理師さん等の確保が難しいという状況で、かなり重労働ということで、今直接教育委員会が人員を確保しているわけですが、なかなかそこに苦勞しているということ。そういうことから、もう一度給食の専門の業者等を導入しています近隣の視察に行きましたところ、そういうところもスムーズにいつているということから、もう一度、これは民間ありきということではなくて、今後もう一度この辺で検討をしてみようということで検討委員会を立ち上げたということになりました。以上です。

○副議長 久保田 正之君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

民間ありきではないと、名称が学校給食民間委託導入というふうにはっきりと書かれてあったので、そういうことなのかなということを思ったのですが、今の答弁を聞きまして、一番いいのは自校方式というのが一番いいと私は思っているのです。一番目に見える形で、一番近いところに作っている方が居て、それが食育にも繋がってくるであろうし、もう一つは安心安全の面でも、今回、ちょっと別の件でノロウイルスが流行ったとかということがありますが一つの学校だけで済むと。給食センターは町内全部に広がりますが、自校方式という考えも一緒に考えていただきたい。食育、安心安全、一番大事なところを押さえながらぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○副議長 久保田 正之君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

自校方式、これも食育という面では、その学校それぞれで給食を作るということで、非常に子ども達の身近なところで、食育には大変よいのではないかなというふうに思いますが、何せ鞍手町につきましては、小学校6校、中学校1校ということで、なかなか現実的には自校というのは難しいかなというふうに思います。

今後、小学校の統合も近いうちに検討していかなくてはなりませんので、その中で考えていきたいと思えますし、今度の検討委員会の中でもそういう話題は出していきたいというふうに思います。以上です。

○副議長 久保田 正之君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

225頁、子どもの能力向上推進事業費として、教育システム制度設計支援業務委託料が200万円ほど上がっていますが、この中身と委託はどういう委託になるのかお尋ねします。

○副議長 久保田 正之君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

委託料につきましては、英語、知育、体育の能力を伸ばすための高度な教育システムを導入するということの制度設計、カリキュラム等を作成する業務を委託するということで、委託先としましては、まだどこということは決まっていません。プロポーザル方式等で優れた業者を選んで、そこに委託をするというふうに考えております。以上です。

○副議長 久保田 正之君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

一応、知育、体育ともう一つは何だったか忘れましたが、それについての中身が具体的に決まっているわけでもないということなのですか。どういうカリキュラムになるだとか、それをどこに委託するとか、まだほとんど決まっていないと、一応こういう事業をやろうということだけということなのでしょうか。

○副議長 久保田 正之君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

詳細の部分は、今どこに委託するかで大きく変わってくるかと思いますが、そういった子どもの能力を伸ばすという基本的な英語、知育、体育、総合的に伸ばしていけるカリキュラムをできるところにお願いするというので、その中でよりよい方向を、もちろん町の方向

がありますが、そういったものと合わせながらいいところをお願いするという委託料になります。以上です。

○副議長 久保田 正之君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

227頁の小学校管理費で、中程に修繕費が1,200万円ほど上がっています。これについては、昨年の28年度も1,200万円ほど上がっていたと思います。

小学校については、先程もありましたように6校小学校があるからというようなことで自校方式による給食もなかなか難しいというような話もありました。

今、公共施設の長寿命化の中で、正式な名前は忘れましたが、総合管理計画か何かだったと思いますが、その中の公共施設の鞍手町の面積に対する学校の面積という割合が非常に高いのです。それによって住民1人あたりの面積が全国平均の約倍近くになっているといふふうに思います。そういった意味からすると、先程町長は福祉センターは、いろいろな修繕費等が掛かって、管理費にお金が掛かるというようなことでしたが、小学校は毎年こうやって1,200万円修繕費が掛かっています。

また、次の次の頁には、雨漏りの工事に1,600万円ほどお金が掛かるのです。むしろ福祉センターにお金が掛かっているよりも小学校に対する工事費や修繕費等の方がかなり金額としては毎年掛かっています。そういった意味で、小学校の適正配置については考える時期にきているというふうには私は思いますが、町長のお考えをお聞かせ下さい。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 徳島 眞次君

そうですね、当然今言われましたように経費は大きくかさんできているのは事実でございます。

以前だったですか、議員さんの中から一般質問の中で、小学校の夏場のエアコンですね。最近の暑さは大変だからエアコンを何とかしてもらえないでしょうかという質問があったかと思います。その時の私の答弁は、今6校ある所に全てエアコンを入れるという、当然のことながら最初の初期投資、そしてランニングコストの電気代等を鑑みますと、ちょっと今の状況ではできませんよという答弁したかと思います。

今、うちの教育課長が申しましたように、そういった意味においてはやはり近々の内には学校も何校にするかは揉んで貰わなければ分かりませんが、そういう形で統廃合の話も進めなければいけない時期にきているのではないかなとそのように考えております。

以上でございます。

○副議長 久保田 正之君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

学校について費用対効果を言うことも私はないと思います。しかし、同じ公共施設、学校も公共施設ですから、公共施設として福祉棟がある意味そうやって費用対効果を立前として言われるのであれば、住民の中にも非常に一学年の生徒数が少なくてどうなのかと、むしろ複式学級になっているところも鞍手町の中には実際あります。そういった意味から、教育的な環境という意味からしても私は今、近々という町長の答弁でしたが、早急にそういった検討する、今でも中学校の統合の時に小中学校も在り方検討委員会という形で検討委員会はありましたので、あれはちゃんと小中学校ということで、小学校についても検討するようになっていきます。ですから、検討する場としてはあるのしょうから、町長のお考え一つでいつでもその検討委員会はまだ廃止になっていないと思いますので、立ち上げることができると思います。近々と言わず、29年度中にでも立ち上げるお考えはありませんか。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ただこれは、やはり教育委員会もごさいますし、私の考えは教育現場については教育委員会なり、教育長さんもおられますし委員会もごさいます。学校の教育者、専門の学校の先生方もおられます。そこに政治があまり私は口を突っ込むべきではないとこれは個人的な意見ですがそういうふうにも考えております。ですから、まずは教育担当をされています教育委員会、そして学校の先生方、それと父兄の方々のヒアリングから始めていきたいとそうように思っております。以上でございます。

○副議長 久保田 正之君

他にありませんか。

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

今、岡崎議員の方から、そういうご懸念の主旨の発言の質問がございましたが、今のところ地域住民から早く統合しろという声は全く聞こえないのです。これがあれば今言ったような、喫緊の内に検討委員会を立ち上げてというふうに思っておりますが、今のところ本当に私の耳に届いた声というのはないのです。だから、もう少し情勢を見させてくれということで、町長さんにもお願いしたところです。

隣の宮若の方では、この4月に早速5つが1つになります。モデル校です。実験校です。そういうところをじっくり見させてもらって、メリット、デメリットを十分に勘案しながら、その時期がきたら検討委員会を立ち上げようというふうに、委員会の方ではそういう話をしているところなのです。若干、町長さんとは意向が違いますけれども、そういうふうに考えております。

○副議長 久保田 正之君

他にありませんか。

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

223頁、生徒バス通学費です。これは779万4千円と上がっていますが、これは対前年度からすると、どういうふうな考えでこういうふうな予算になっているのかお聞きします。

○副議長 久保田 正之君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

このバス通学費につきましては、一応28年度、27年度の実績を反映いたしまして、利用者が、大体対象者が160名程度います。この利用した生徒さんのこれまでの実績を定数化しまして、そして率を大体出しておりますので予算が減っていると思います。

傾向といたしましては、開校いたしましてバスの時刻表なども見直して、現在ではバスの時間が合わないとか、学校の活動に合わないとかという声はあまりなくなったのですが、家庭のお母さん方が朝送って行かれる傾向が非常に強く、多くなっているというふうに私どもの方では分析をしております。以上です。

○副議長 久保田 正之君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

実際、役場の職員の方も送って行かれている人が結構いるのです。朝は結構送りは多いのです。帰りは、なぜこれを私が聞くかということ、中学校は終わり方をバスに時間を合わせないのです。例えば45分授業の6時間にしたり、今日は5時間にしたりして、バスの時間は1時間以上帰りのバスと時間が空くことが結構あるのです。私の息子が行っていましたので分かるのですが、年間に3分の1ぐらい電話をかけてきます。

時間が全然合わない、学校が終わるのが早く終わったりするもので、それに全く時間が合わない。スクールバスも実際あるのですが、スクールバスはスマイルバスと時間を合わせた時間でないと運行しませんので、実際に迎えに行かないと1時間とか1時間半じっと待たないといけない時間というのが結構あるのです。だから親子さんが迎えに行ったりすると。当然そうすると利用料、使用料が減りますから予算も減る。実際予算が減っても町の総額としてはほとんど変わらないのですね。ここが減るだけで町の総額はほとんど変わらない総額を出していますから何にも変わらない。だから、もうちょっとバスの運行時間もそうでしょうが、中学校の終わり方を学校に検討させるなり、なんなりしていただかないと、これはずっと減っていきますよ。折角バスを回していても意味がないような状態になると思います。

バスの運行時間、便数を増やせというのは無理でしょうから、その辺の状況をもうちょっと把握していただきたいということで、要望になりますがそういう話です。

○副議長 久保田 正之君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

議員ご懸念のとおりでございまして、29年度の卒業式を今まで10時だったのを9時3

0分に圧縮、繰上げしております。バスに合わせて学校行事も見直しをしているところがございます。早速卒業式を30分上げました。

今おっしゃったような早く終わる時の学校のいろいろな行事の持ち方を今検討して、そういう無理、無駄の無いような方向に持って行きたいというふうに考えております。

**○副議長 久保田 正之君**

他に質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

12頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

12頁から55頁まで質疑はありませんか。

鯉坂省治君。

**○8番 鯉坂 省治君**

1款 町民税の方ですが、個人と法人が前年度よりも金額が増えています。住民が年々少なくなっていると思うのですが、法人の方は会社の方がどのくらい建ったか、個人の方はどうしてこういうふうが増えたのか内容をお願いします。

**○副議長 久保田 正之君**

税務住民課長。

**○税務住民課長 久保田 隆一君**

お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり住民自体は実際減っておりますが、所得割のかかる納税義務者さんは昨年と比べると40名ほど増えております。これは今まで所得割がかからないくらいの所得の人がかかるようになった、若しくは雇用されたというようなことが原因だというふうに考えていますが、所得割がかかる人が増えているということで、個人住民税は今回増加にあたっております。

それから、法人の住民税につきましては、これは予定納税ということで前年の事業実績に基づいて予定納税されています。これにつきましては、法人税割が、今回補正の方でも上げさせていただいておりましたが、法人税割が増えている企業さんが増えたということで、業種としては金属機械と製造業、物流業等の企業さんの実績が良好だったということで、法人税割が増えているということで今回計上させていただいております。以上です。

**○副議長 久保田 正之君**

鯉坂省治君

**○8番 鯉坂 省治君**

45頁の17款 ふるさと寄附金が1千万ほど上がっています。今までを加味すると金額が少し多いような気がします。政策としてはどのようなことですか。

**○副議長 久保田 正之君**



政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

このふるさと納税寄附金につきましては、昨年の9月からインターネット等の新しいシステムを導入しております。

平成28年の12月末現在で寄附金が501件で903万1千円まで伸びております。こういう状況を把握しまして、来年度もある程度1千万を見越してこの寄附金の額を見込んでおります。以上です。

○副議長 久保田 正之君

他にありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

19頁、10款の地方交付税は昨年に比べて5千万ほど減額になっています。

普通交付税が18億5千万と特別交付税が3億ということになっているのですが、最初の説明の中で過疎債が本格的な償還時期を向かえて公債費が増えたというような話がありましたが、過疎債は70%が交付税措置をされるというふうに言われています。

過疎債の交付税措置は普通交付税として措置されるのか、特別交付税として措置されるのかをまずお尋ねします。

○副議長 久保田 正之君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

過疎債の70%分につきましては、普通交付税で措置されます。

○副議長 久保田 正之君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

この29年度の公債費を見ますと、長期償還の中で過疎債は1億4,600万円ほど29年度中にされるというふうになっています。

ですから、単純に考えればその70%が交付税措置されて1億程が普通交付税の中に算入されるのではないかなど、単純に考えればそう思うのですが、残念ながらそうはなっていないように思うのですが、これについてはどのようになっているかお尋ねします。

○副議長 久保田 正之君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

確かに交付税措置分は普通交付税の中に算入されております。

ただ、普通交付税のこれまでに借りた部分については、当然これは公債費分は増えております。ただ、全体としましては、国の財源が落ちておりますので、それを加味して5千万円落としたというところでございます。

一番大きいものは、過疎債で借りた分は学校の建設に掛かった部分ですので、本格的な償還はまだ始まっていないということです。以上です。

○副議長 久保田 正之君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

地方交付税が減った大きな原因は、先程も町税のところでも話がありましたように、企業収益が上がったから、地方税の収入が増えたからということから地方交付税は減額になっているわけですが、そこを考えても鞍手町の特別な事情として過疎債をかなり積極的に利用させていただいている面、公債費が今後どんどん膨らんでいくことにはなりますが、その70%分が、先程答弁にありましたように普通交付税として当然跳ね返ってくるべきではないかなというふうに考えているのですが、残念ながら今年は5千万ほどが減額されているということです。国の地方財政計画の中で総額がどんどん決まっていきますから、そういった意味ではなかなか、先程町長の答弁にもあったように、交付税が今後も過疎債の償還額が増えるに従って普通交付税も伸びていくかどうかというのは、なかなか定かではないわけですね。

そういったことからすれば、やはり私としては今後も財政計画、また財政を上手く運用していくためには、なるべく新規事業は押さえながらも町の運営に当たっていくべきではないかなというふうに思うのですが、その辺、町長はいかがですか。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 徳島 眞次君

新規事業とは、いろいろな事業があろうかと思いますが、私はやはり選択と集中、そして無駄を省いてやらなければいけないことはやっていくという思いは私の施策、政策の思いというのは全く変わりません。

当然のことながら、今からやっていく事業においても、やはり優先順位を決めて、無駄を省いてやるべきことは私はやっていこうとそのように思っております。以上でございます。

○副議長 久保田 正之君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

45頁、18款 基金繰入金です。

今年度は6億700万円ほど財政調整基金を取り崩して予算案に計上しています。

徳島町長になってから、26年度が徳島町長が初めて自分で予算を作成したということになると思うのですが、それから財調自体が26、27年度は3億9千万で大体4億弱の財調の繰り入れです。当初予算です。それが昨年度は4億8千万、今年度は6億ということで、徐々に財調の取り崩し額が多くなってきています。

町長が言われるように、なるべく多くの事業を取り入れながら町民のために尽くしたいという考えは分かるのですが、一方、財源には限りがありまして、今町長が新規事業でやられ

ている事業はずっと経常的にしていくのがほとんどです。

例えば、道路を整備するとかというようなことで、単年度で終わる分はいいのですが、経常的に増える新規事業はずっと重なってきますと、今の状態では私の個人的な判断からすれば財調を取り崩しながら新規事業をやっているというように形的には見えるわけです。財調の取り崩し額が増えていくと。こういった観点からすれば、もう少し鞍手町が健全な経営でずっと継続的に運営されていくためには、町長が言うように選択と集中という意味も分かりますが、財調に負担が掛からない中での事業に取り組むという姿勢も一方で必要ではないかなと思います。その辺はいかがですか。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私が町長をさせていただきまして、一つ一つの事業の収支を見ていただいたら分かるかと思いますが、決してそれは赤になっている部分はありません。

財調のことを言われていますが、要は私が事業をやってきた部分で財調を崩したというのは、それは当然のことながら借金の返済が、私が町長になって支払いが回ってきたり、そういったのがかさんできているのです。ですからこれは、私が町長であろうとなかろうと、私は別に逃げて言うわけではないのですよ。これは仮に私が町長でないにしても、その部分というのは、ベースの部分というのは当然のことながら全く変わっていないのです。

私が事業をやった部分の損益を考えた場合には、そこでは全体のバランスシートのものと、一つ一つの事業の収益を鑑みますと赤字にはなっておりません。以上でございます。

○副議長 久保田 正之君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

要するに、一般会計の中に収支とか損益とかという言葉が適当なのかどうかというのは、そのところの考え方にいろいろあると思います。

一般会計を全体的に総じて一般的には見るわけで、それが収支がどうなっているかというような判断はありますが、個別の事業に対する収支がどうかというのは、私としてはちょっとなかなかそういう考えがあるのかどうかというのは疑問に思うところですが、いずれにしても、この29年度の予算を見ますと、財政担当者の苦労は凄く痛いほどよく分かります。

これが29年度はこの辺で収まっているのですが、30年、31年、32年となりますと、もっともっと苦しくなります。本当に私は30年度とかは予算が立つのかなと思うように感じる場所もありますが、今のような新規事業を続けていけば、当然どこかで、町長の言葉を借りれば損益分岐点が下回るような可能性もあるのではないかなというふうに危惧をしています。そういったことから、より今後新規事業を始めるに際しては財政の負担がどうなのか、それは単年度の負担でなくて、後年度にも及ぶわけですから、そういったところも考えていただいて、特にある意味、扶助費と言われるような社会保障費は毎年毎年これは決ま

って増えていきます。そういったことも考え合わせて予算の編成なりを町長がしていただければというふうに考えますが、最後に町長の答弁を求めます。

○副議長 久保田 正之君

町長。

○町長 徳島 眞次君

当然のことながら一つ一つの事業を吟味しながら、何か事業をやろうとすれば、当然のその予算が必要になってまいります。新規事業を組み立てるにあたっては、当然のことながら全体の中で、これはカットする部分、若しくは不用な部分がある程度絞り込みながら、その辺のバランスはしっかりと見て、今後やっていきたいと。

今までもそのようにやってまいりましたので、今後もそのようにやっていきたいと、そのように思っております。以上でございます。

○副議長 久保田 正之君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今議題となっています議案第15号は、議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第15号は議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

これより、委員長、副委員長の互選のためしばらく休憩します。

休憩 15時08分

再開 15時24分

○副議長 久保田 正之君

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長 渡邊 智文君

それでは報告いたします。

委員長に久保田正之議員。

副委員長に田中二三輝議員。

以上でございます。

○副議長 久保田 正之君

以上のように決定しました。

次に進みます。

日程第16 議案第16号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第16号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第16号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第17号 平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第17号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第17号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第18 議案第18号 平成29年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第18号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第18号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第19 議案第19号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第19号は総務文教委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第19号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第20 議案第20号 平成29年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第20号は民生産業委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第20号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第21 議案第21号 平成29年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第21号は民生産業委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第21号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第22 議案第22号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

#### ○11番 岡崎 邦博君

11頁、くらて病院貸付金として1億1,500万円が上がっています。これは町長の施政方針の中で実施設計に伴う貸付金等を計上していますということで、等が付いているのですが、実施設計にはこの貸付金の1億1,500万円だけなのか、それ以外に、例えばここに病院建設会場負担金がありますが、実施設計にはいかがほどの予算を考えているのかをお尋ねします。

#### ○副議長 久保田 正之君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

これは議案第5号と関連いたしますが、これまで病院の方に貸付をする場合、病院事業債と過疎債を合わせて貸付金というふうにしておりました。これが、今回、国のいろいろの指導がございまして、病院事業債については貸付金、過疎債を財源にしたものについては負担金という形になります。

11頁をご覧くださいまして、貸付金につきましては1億1,500万円、そして3款の負担金のところで1億1,500万円、合わせて2億3千万円を貸付等という形で出します。

この内訳としましては、7,700万円が医療器機に係る分、残りの1億5,300万円が病院新築に伴います実施設計の貸付金等という形になります。以上です。

○副議長 久保田 正之君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

実施設計の発注者は何方になるのか。関連で申し訳ないのですが、くらで病院建設する際の施主は誰になるのかをお尋ねします。

○副議長 久保田 正之君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

この病院の建替事業につきましては、主は病院事業という形になりますので、施主と発注者はくらで病院という形になります。

○11番 岡崎 邦博君

理事長ですか。病院ですか。

○政策推進課長 三戸 公則君

病院の責任者は理事長という形になりますので、独立行政法人くらで病院という形で発注させます。

○副議長 久保田 正之君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

関連で申し訳ないのですが、ここで実施設計の予算が計上されていますが、基本構想の中では、まず実施設計の前に基本計画なり、基本設計をするというふうにあります。

また私が昨年12月に質問した際にも、そういった基本計画ができた後に住民説明会をするという答弁もありました。そういった意味で、ここでは実施設計が直ぐ上がって、直ぐ発注されるのでしょうか、そういった住民説明会だとか、基本設計、基本計画についてはどのようなになっているのかをお尋ねします。

○副議長 久保田 正之君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

基本設計につきましては、起債の対象外となっておりますので、これは独法のくらの病院の事業費の中で基本設計が行われるという形になります。

スケジュールとしましては、今後新年度に入りまして早々の時期に作業に入っていくと。

この基本設計ができた後に住民説明会という形になろうかと思えます。以上です。

○副議長 久保田 正之君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

病院の事業として基本設計をするということですから、それができた後の実施設計ということになるわけですか。ということであれば、29年度の後半に実施設計が行われるという考えでよろしいですか。

○副議長 久保田 正之君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

先日の全員協議会の中でもちょっとスケジュールのことに触れさせていただきました。やはり、概ね今年度の秋ぐらいを目処に住民説明会ができればというふうに考えています。

以上です。

○副議長 久保田 正之君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第22号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第22号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第23 議案第23号 平成29年度鞍手町水道事業会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第23号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第23号は総務文教委員会に付託することに決定しました。



次に、日程第 2 4 議案第 2 4 号 鞍手町総合福祉センターの指定管理者の指定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 2 4 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 2 4 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 2 5 議案第 2 5 号 地方独立行政法人くらて病院 第 2 期中期計画の認可を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○ 1 1 番 岡崎 邦博君

2 頁に眼科とか耳鼻科、泌尿器科、皮膚形成外科、小児科の 2 7 年度の実績値と、3 2 年度の目標値が非常勤講師の目標値があります。

これによりますと、2 7 年度にくらべて週に非常勤の講師が在籍する日数が増える目標値になっています。

ただ、一方、7 頁を見ますと、ここは予算及び収支計画及び資金計画の一番下の表では、3 2 年度の目標値で平均外来患者数は 2 7 年度の実績と同じ数になっています。

非常勤講師の方は在日日数が増えるにも拘わらず、こちらの平均外来患者数は、目標値が 2 7 年度実績値と同じということになれば、1 日辺りの患者数が少なくなるというか、先生が見る患者数が少なくなるということになるのです。

逆に言うと人件費が増えて、単価がどうかというのがありますが、単純に見れば経費が増えるだけになるのではないかと思います。ここはどういう考えになるのでしょうか。

○副議長 久保田 正之君

しばらく休憩します。

休憩 1 5 時 3 9 分

再開 1 5 時 4 3 分

○副議長 久保田 正之君

会議を再開します。

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

2 頁の眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、皮膚形成外科、小児科、この人数を増やしてはいますが、国が地域の病院との連携を取りながらということで、くらて病院の方は鞍手町と

いいですか地域の病院と連絡を取りながら近隣施設が受け入れない、病院が受け入れないところの受け入れ、そしてかかり付け医というやり方もありますので、他の診療所なりと役割を分担しながらやっていこうとは思っております。

患者さんの人数としましては、今現在と同じ水準で予想しております。以上です。

**○副議長 久保田 正之君**

岡崎邦博君。

**○11番 岡崎 邦博君**

これはまた付託先は分かりませんが民生産業委員会になると思いますので、その際にはまたできれば事務局長にもお越しいただいて再度ご質問させていただければというふうに思います。

別の質問に移ります。

同じく7頁なのですが、同じ表の中で平均入院患者数が「急性期・回復期・慢性期」ということで79人、68人、34人と平均の1日当たりの人数が出ています。これを合計しますと平均181人になります。

ところが、先日いただきましたくらで病院の基本構想がありますが、この基本構想の中の資料の17頁を見ますと、この平均の入院日数が187名になっています。32年度で。

また先ほど言いましたような平均の外来患者数については239名ということで、この基本構想の中では32年度の目標値が述べられています。この中期計画と基本構想の数字が大きく食い違うようになっているのですが、その理由は何故かお尋ねします。

**○副議長 久保田 正之君**

総務課長。

**○総務課長 藤原 光徳君**

お答えいたします。

今回の第2次中期計画につきましては、12月の議会において議決いただきました第2期中期目標に対し作成されております。

この中期目標につきましても現在の病院で運営を前提としております。ですから、基本構想というのは建て替えた場合の構想だと思っておりますが、この中期計画につきましては、今現在あるところで、建て替えを考慮しないでこの計画は立てられておりますので、基本構想とは数字的に違います。

今岡崎議員が言われましたように、この7頁の表ですが、今現在の急性期の81.2人が79人となっております。これは人数が減っておりますが、これは平成27年12月までは122床あった急性期のベッド数が、それ以降は100床に減っております。その関係で79人としております。

現在これは、急性期と回復期と慢性期と合わせまして222床なのですが、その内の181床、今言われますように181床になります。これは見積りとして全てのベッドが埋まるわけではないと思っておりますので、81.5%をその数字で推定しております。

以上です。

○副議長 久保田 正之君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

これは要するに移転をしてからということで32年が目標値ということですか。

もう一度質問させていただきます。

32年度に病院は移転するようになっていると思いますが、それまでの移転の間の期間が、例えば27年からすると8、9、10、11の4年間になっているわけですね。その4年間の段階的な増加ということではなくて、開院したらすぐこうなるという数字がこの数字なんですか。もう一度説明してもらっていいですか。

○副議長 久保田 正之君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

先ほども言いましたが、12月の議会で中期目標を出したのです。その結果がこの病院が出したものが中期計画です。中期目標の時にも説明したと思いますが、中期目標につきましては、建て替えは何も考慮しておりません。

32年度までの中期計画の中でも、これは今の場所にあった場合、今のところで運営した場合ということで前提としておりますので、今回議案として予算的にくられて病院とか出してありますが、それが可決されればまた中期目標なり、中期計画なりというのは変更していくものだと考えております。

今回出しました議案につきましては、建て替えは考慮しておりませんので、基本構想とは整合性は取れておりません。以上です。

○副議長 久保田 正之君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

分かりました。そういう意味からすれば、次の9頁の収支計画についても基本構想とは1億6千万円ぐらい違いがあるということは、これは建て替えを前提としていないので低く見積り、建て替えることによって患者さんが増加し収益が上がるというのは基本構想になっているというような捉え方でいいですか。

○副議長 久保田 正之君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

議員さんがおっしゃるとおりでよろしいと思います。以上です。

○副議長 久保田 正之君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第25号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第25号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日9日から15日までの7日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日9日から15日までの7日間は委員会審査のため休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 15時51分

平成29年鞍手町議会第2回定例会会議録（第4号）						
平成29年 3月16日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成29年 3月16日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成29年 3月16日 午後1時29分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	13	須藤敏夫	1	熊井照明		

職 務 出 席	議会事務局 局長	渡辺智文	出欠	議会事務局 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	守田純子	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

## 平成29年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月16日 午後1時開議

### 第4号

- 日程第1 議案第8号 鞍手町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第9号 鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第11号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第12号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第24号 鞍手町総合福祉センターの指定管理者の指定  
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第25号 地方独立行政法人くらて病院 第2期中期計画の認可  
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第1号 鞍手町過疎地域自立促進計画の変更  
(総務文教委員長報告)
- 日程第8 議案第2号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第3号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第4号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第5号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第6号 鞍手町公共施設改築事業引当基金の設置、管理及び処分に関する条例  
の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第7号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第10号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)  
(総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第13号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)  
(総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第14号 平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算(第1号)  
(総務文教委員長報告)

- 日程第17 議案第15号 平成29年度鞍手町一般会計予算  
(予算特別副委員長報告)
- 日程第18 議案第16号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第19 議案第17号 平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第20 議案第18号 平成29年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第21 議案第20号 平成29年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第22 議案第21号 平成29年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算  
(民生産業委員長報告)
- 日程第23 議案第19号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算  
(総務文教委員長報告)
- 日程第24 議案第22号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算  
(総務文教委員長報告)
- 日程第25 議案第23号 平成29年度鞍手町水道事業会計予算  
(総務文教委員長報告)
- 日程第26 陳情第1号 玄海原発を再稼働しないよう求める意見書の提出を求める陳情  
(総務文教委員長報告)
- 日程第27 閉会中の継続事件

平成29年3月16日（第4日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第8号から日程第6 議案第25号までの6件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第8号 鞍手町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例。

議案第9号 鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例。

議案第11号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。

議案第12号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

議案第24号 鞍手町総合福祉センターの指定管理者の指定。

議案第25号 地方独立行政法人くらて病院 第2期中期計画の認可。

本委員会は、3月8日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第8号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第9号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第11号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第12号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第24号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



次に、議案第 25 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 8 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 9 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 11 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 12 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 24 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 25 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 8 号 鞍手町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第 8 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号 鞍手町隣保館設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第 9 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号 平成 28 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 鞍手町総合福祉センターの指定管理者の指定を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 地方独立行政法人くらて病院 第2期中期計画の認可を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第1号から日程第16 議案第14号までの10件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

#### ○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第1号 鞍手町過疎地域自立促進計画の変更。

議案第2号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例。

議案第3号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第4号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第5号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例。

議案第6号 鞍手町公共施設改築事業引当基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例。

議案第7号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例。

議案第10号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)。

議案第13号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)。

議案第14号 平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算(第1

号)。

本委員会は、3月8日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第2号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第3号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第4号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第5号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第7号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第13号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第14号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第1号 鞍手町過疎地域自立促進計画の変更を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 鞍手町公共施設改築事業引当基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17 議案第15号を議題とします。

本案は、予算特別委員会に付託していただきましたので、予算特別副委員長の審査報告を求めます。

田中予算特別副委員長。

○6番 田中 二三輝君

予算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第15号 平成29年度鞍手町一般会計予算。

本委員会は、3月8日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、副委員長報告に対する質疑を行います。

議案第15号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第15号について討論はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

議案第15号 平成29年度鞍手町一般会計予算に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。

2017年度の政府予算案は、「アベノミスク」と「消費税頼み」路線の行き詰まりのしわ寄せを国民に押しつけるとともに、軍拡推進の道を暴走する安倍内閣の強健的な姿勢を象徴

する予算案となっています。

社会保障費の自然増分が1,400億円も削減され、老齢・障害年金やひとり親家庭の児童扶養手当も減額されています。さらに、文教予算や中小企業予算も軒並み減額され、低年金への上乗せや介護保険料の低所得者減額は先送りされています。

一方で、軍事費は5年連続の増額で5兆1,251億円となり、戦争する国作りを進める危険な予算です。富裕層優遇の不公平税制や研究開発減税などの大企業優遇税制は温存されています。そして、福島原発事故の処理費を国民負担でまかなう方向もとっています。「アベノミスク」の破たんによって、税収が伸び悩むなど、財政面でも安倍政治が行き詰まり、そのしわ寄せが国民に押しつけられる「トリクルダウン」と消費税頼みの路線では、暮らしも経済もよくなりません。

平成29年度鞍手町一般会計予算は、基本的には政府予算に追随する予算となっています。そういった中、子どもの医療費無料化の継続や学童保育利用料の一部減免などの予算がくまれていることは歓迎いたします。

しかしながら、高すぎる国保税やゴミ袋料金の引き下げ、保育料の負担軽減、同和関係予算にはメスが入っておらず、税の公平性も保たれていません。

こういった問題点の解決策を示し、国保税やゴミ袋料金の値下げ、さらなる子育て支援など、町民の暮らしと営業を応援する予算に組み替えていくことを求めて反対討論を終わります。

#### ○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

田中二三輝君。

#### ○6番 田中 二三輝君

議案第15号 平成29年度鞍手町一般会計予算に対し、賛成の立場で討論をいたします。

国全体が急激な少子高齢化、人口減少する中、平成29年度は社会保障費の増大や公共施設等の老朽化に伴う更新等に係る財源確保など、依然として厳しい状況であります。

しかしながら、山積する課題に対し、今回提案された予算案については、人口減少対策として賃貸住宅家賃補助事業費や少子化対策として不妊治療支援事業費などの計上があるほか、子どもの教育向上のための新たな事業費などが計上されており、さらにこれまでも重要な課題とされながらも先送りされてきた庁舎の建替えについても関係予算の計上があり、災害に対する安心・安全なまちづくりに取り組んでいるとする予算案となっております。

新たなまちづくや課題解決に取り組むための新規事業に対する財源確保については熟慮する必要がありますが、町立高等学校のあり方や学校給食共同調理場のあり方について検討していくなどの現状に甘んじることなく行財政改革にも取り組んでいこうとする姿勢が伺えます。

議会としても住民の代表として、予算の計上・執行については、チェック機関としての役割を十分果たしていく必要がありますが、これらのことを踏まえ、総合的な視点に立ち、「次

世代につなぐ、つながる」予算案であると判断し、賛成討論といたします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第15号 平成29年度鞍手町一般会計予算を採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第15号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18 議案第16号から日程第22 議案第21号までの5件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第16号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算。

議案第17号 平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算。

議案第18号 平成29年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算。

議案第20号 平成29年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算。

議案第21号 平成29年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算。

本委員会は、3月8日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第16号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



次に、議案第20号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第16号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第17号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第18号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第20号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第21号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第16号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成29年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成29年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成29年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成29年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23 議案第19号から日程第25 議案第23号までの3件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第19号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算。

議案第22号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算。

議案第23号 平成29年度鞍手町水道事業会計予算。

本委員会は、3月8日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第19号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第22号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第23号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第22号について討論はありませんか。

岡崎邦博君。

**○11番 岡崎 邦博君**

議案第22号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

この議案は、くらて病院整備基本構想に基づき、主に町立野球場を取り壊し、その跡地にくらて病院を新築移転するための実施設計を行う財源を貸し付ける予算となっていますが、建設予定地の町立野球場があるエリア一帯は炭鉱閉山後、人口が一気に減少し、町が疲弊したときに復興の起爆剤として様々な文化、体育施設の建設が進められました。整備が進むと並行して周辺にいくつもの大型団地が造成され、人口の増加に結びつき、鞍手町のまちづくりの起点となった施設群です。

野球場や運動場、テニスコートや中央公民館などの文化、体育施設は現在も子どもから大人まで多くの人に親しまれ、利用されている鞍手町の中心施設であり、1つのエリアにこれだけの施設が集まっている町は他になく、町にとっても町民にとっても自慢の施設です。その中核施設である野球場を取り壊し、病院にする正当な理由が見つかりません。何の施設でも雑多に集めればいいわけではなく、まちづくりの観点からも改悪することに繋がります。

また中央公民館は子ども図書室や学習室、研修室などがある文教施設ですが、病院が移転してくると救急医療に積極的に取り組むとのことから救急車両の出入りの度に救急車両のサイレンが鳴り響き、落ち着いた環境を壊し、学習や研修の妨げになるのではないかと危惧します。さらに老健施設のある新館棟と病院を切り離すことで、新館棟3階の60床分のワンフロアすべてが病棟として利用されなくなり、資産価値としては減価償却をしたとしても数億円分が無駄になります。

最後に、新築移転をする際には65億円超え、町の当初予算に匹敵するほどの巨額の事業費が必要です。にもかかわらず今まで町民に対して何の説明もなく、合意形成もせず、多くの町民が何も知らない中で実施設計を行うための財源の貸付けを認めることは町民に不信感を持たれかねないと言わざるを得ません。

まずは町民に情報を提供し、町民と双方向で意見交換をすべきとの考えから議案第22号に反対いたします。

**○議長 星 正彦君**

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第23号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第19号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成29年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26 陳情第1号を議題とします。

本陳情は総務文教委員会に付託していただきましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第1号 玄海原発を再稼働しないよう求める意見書の提出を求める陳情。

本委員会は、3月1日に付託された上記の陳情を審査の結果、不採択と決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第1号について討論はありませんか。

宇田川亮君。

#### ○4番 宇田川 亮君

陳情第1号 玄海原発を再稼働しないよう求める意見書の提出を求める陳情について賛成討論を行います。

鞍手町は玄海原発から約80キロに位置し、一度事故が起きれば重大な被害をもたらすのは間違いありません。また、町長の答弁にもありますように、熊本地震のような大規模地震はいつどこで起きてもおかしくありません。

政府の原発再稼働路線は、亡国の道を歩むことにもなり、とりわけ玄海原発の再稼働により事故が起きた場合の責任は誰がとるのでしょうか。

今回の陳情は、単に国に意見書をあげるということだけではなく、町民の代表として、鞍手町民の命と財産を守るという立場も同時に示すことにもなります。

原発は再稼働ではなく、今すぐ原発ゼロに向かうべきだということを強く訴えて賛成討論を終わります。

#### ○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第1号 玄海原発を再稼働しないよう求める意見書の提出を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

陳情第1号 玄海原発を再稼働しないよう求める意見書の提出を求める陳情を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

「挙手」少数

挙手少数です。よって陳情第1号は不採択とすることに決定しました。

次に進みます。

日程第27 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり閉会中の継続審査の申し出があっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり継続審査にすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成29年第2回定例会を閉会します。

閉会 13時39分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

副議長 久保田 正之

議員 須藤 敏夫

議員 熊井 照明

平成29年3月16日

鞍手町議会

議長 星 正彦

### 閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査